

平成28年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成28年6月8日 開会

平成28年6月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成28年第2回新十津川町議会定例会

平成28年6月8日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
 - 5) 議員研修報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 報告第1号 平成27年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第2号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第8 一般質問
- 第9 報告第3号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第10 議案第42号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第43号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第12 議案第44号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第13 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について（内容説明まで）
- 第14 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について（内容説明まで）
- 第15 議案第47号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について（内容説明まで）
- 第16 議案第48号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について（内容説明まで）
- 第17 認定第1号 平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会決算の認定について（内容説明まで）

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 進藤久美子君 | 2番 | 杉本初美君 |
| 3番 | 鈴井康裕君 | 4番 | 小玉博崇君 |
| 5番 | 白石昇君 | 6番 | 西内陽美君 |
| 7番 | 安中経人君 | 8番 | 青田良一君 |
| 9番 | 長名實君 | 10番 | 笹木正文君 |

11番 長谷川 秀 樹 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成28年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から6月13日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月13日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

5月9日開催されました、平成28年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

冒頭、議席の指定があり4月の浦臼町長選で当選されました斉藤純雄議員の議席を20番と指定いたしました。

上程された議案は、1件でありました。議案第1号は、副組合長の選任についてでありまして、三本副組合長の任期満了に伴い、後任として、奈井江町副町長の相澤公氏を選任したいとするもので、組合規約第9条第9項の規定により同意を求めるもので、満場一致で同意し、決定をいたしました。

以上で、平成28年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告といたします。

なお、資料につきましては所定の場所に置いてありますので、ご参照いただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） おはようございます。議長より指示がありましたので、滝川地区広域消防事務組合議会の報告をいたします。去る5月30日開催されました第1回臨時議会についてであります。欠席議員1名のなか、会期を5月30日、1日限りとして付議案件7件について審議したものであります。

議案第1号、工事請負契約の締結について。消防本部・滝川消防署庁舎建設建築主体工事。

議案第2号、同じく、工事請負契約の締結について。消防本部・滝川消防署庁舎建設電気及び通信設備工事。

議案第3号、同じく、工事請負契約の締結について。消防本部・滝川消防署庁舎建設機械設備工事についてであります。

この3案は関連があることから、一括上程として提案どおり可としたものであります。

議案第4号、動産の取得について。赤平消防署水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入について。同じく提案どおり可としたものであります。

議案第5号、動産の取得について。滝川消防署新十津川支署水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ

型購入について。この件では、質問が1件あり、内容は議案第4号と一括購入できないかという質問に対して、答弁は、車両仕様が違うことからできない旨の答弁があった中、提案のとおり可としたものであります。

議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。提案のとおり可としたものであります。

議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。同じく提案のとおり可としたものであります。

以上、会議に出席してまいりましたので、報告といたします。

なお、会議資料は、事務局の組合議会ファイルに保存してありますことを申し添えます。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、議員研修報告を願います。

はじめに、小玉博崇君より報告願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、平成28年度市町村議会議員研修会の報告をさせていただきたいと思っております。

研修名につきましては、新人議員のための地方自治基本コースです。

日程は、平成28年5月16日から20日までの4泊5日。

場所は、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で行われました。

参加者につきましては、杉本議員と私2名で参加してきております。全体の参加者につきましては、北海道から沖縄、各自治体の議員さん59名が参加されております。

まず、16日の初日は、夕方からオリエンテーションがあり、その夕食を兼ねて交流会が行なわれております。

17日、午前中から講義1ということで、地方自治制度の基礎についてということで、首都大学東京大学院社会科学研究所教授の大杉覚博士から、ご講義がありました。

内容の概要ですが、大日本帝国憲法から日本国憲法に変わった時に、新たに加わったのが第2章、戦争の放棄と、第8章、地方自治。その中には、国と上下主従関係から対等協力の関係と定められているが、なぜ、今、地方分権が叫ばれているのか。国と地方との関係を歴史的経過からの説明がありました。

その中で非常に印象に残ったことですが、日本の自治体というのは、住民の福祉の増進を総合的に実施するというので、これは、非常に日本の自治体の特徴というお話でした。

まず一つとしては、これほど幅広い権限と業務を行っている国は少ないということ。それともう一つは、ほとんどの業務が国、県、市町村が融合している。100パーセント分離していないところが、日本の自治制度の非常に大きな特徴であるというような説明がありました。

また、議会と首長との関係性というところでは、多くの国は議会の議長が首長になるケースが多く、日本のような二元代表制ではなくて、一元代表制の国が非常に多いということがありました。それと、地方分権におかれましては、機関委任事務の廃止について詳

しく説明をされております。

講師の先生からは、今後議会としては、地方分権が長い時間をかけて少しずつ変化している中、いまだ変わらなければならないところが変わっていないのが現状であると。そのことを地方自治のプロとして、議員はしっかり提案していかなければいけないということで、お話がありました。

17日の午後からは、講義2ということで、地方議会制度と地方議会改革の課題ということで、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭先生のご講義がありました。

私個人としては、この講義が一番印象に残っている講義でした。

冒頭、議会基本条例を制定した栗山町のお話から始まり、今年でちょうど10年を迎える栗山町。その内容は、これまで質問の場だった議会が議員間討議を行い、政策提言を主軸にする議会活動に変わるということを明記したものであったこと。10年を経過した今後において、議会はどう変わらなければならないのかということを中心にご講義をいただいております。

ここで簡単に栗山町の議会基本条例のポイント、皆さんは何回も聞いているかもしれませんが、再度、ご紹介をさせていただきたいと思いますが、ポイントの一つ目としては、議会とは、首長と議論をして、政策提言をしていくことを明記している。

二つ目、議員力がダウンすると町民から苦情が出る。これは、良い刺激だということで、栗山町は、住民の報告会を1年間に1回は必ず実施すると。中ではやはり、町の報告会と同じだというような指摘があって、それを一丸となって変えていったというような経緯があるというような説明がありました。また、陳情や請願は、住民からの政策提言で、住民と一緒にまちづくりをするためには、とつても必要なものだというふうに捉えていくと。

議員間討議を充実していく。議会は、公開と討議の場であり、議員がしっかり討議をして挑めば、首長は、かなり怖いというような声がありました。

あと、執行機関と政策論争をする。行政計画を議会で議論する。また、説明義務につきましても、必ず求めるものとしては、そのコスト。また、総合計画上の位置づけ。また、類似政策。そして、行政内部の議論過程で、どんな意見があったかというものを全て出すというところが決められているというようなことがありました。

ただ、10年を超えたこれまでやってきたことというのは、先生いわく、議会改革の中の第1段階でしかない。基本条例は形式でしかないの、いよいよ10年を経過してから、第2段階に入っていくと。

その第2段階というのはどういうものかということ、町議会が、住民福祉の向上を目指すための議会の基盤整備を住民と一緒に考えていく段階に来たと。これが第2段階に入ることでした。この基盤整備というのはどういうことかということ、議員の定数であったり、報酬であったり、事務局の位置づけであったり、それを住民と一緒に考えていく段階に来たというようなお話がありました。

現在の議会は、負の連鎖に陥っていると。どういうことかと言いますと、非常に閉鎖的で、住民からしたら議会の活動が見えないと。また、議論もなく、追認機関化することによって、地域の多様化した課題に応じることができない。そういう負の状況から、地域はコスト削減欲求の高まりが出てき、また、町議会議員に対して尊敬の念が薄れてきていると。

これを正の連鎖に転換していくことが、第2段階であるという話がありました。正の連鎖に展開するには、議員が責任を自覚し、課題解決に挑戦していくと。また、意見交換等により、住民に寄り添う実感を、やはり、住民に与えていくと。それができてこそ定数や報酬等を整備する議論が、はじめて住民と一緒にできてくるという話がありました。

そして、その基本条例の意義としては、議会の目指すところをまず明確化するというところ。それと、二つ目としては、継続性を付けるということ。やはり選挙のたび、人が変わるたびに、どこまで議会が変わってきたかということが、一に振り出しに戻ってしまうようにならないために、一つ計画を立てて継続性を付けることが大事だということ。そして、三つの要素としては、住民参加と住民と歩む議会。議員間討議、執行機関との政策競争が大事という話がありました。

最後に、新しい議会の条件整備として一番印象に残ったのが、この議会の条件を整えるということは、現在、今現職の議員のためではなくて、今後、町の議員になる方達のために考えていかなければならないというお話がありました。

先生いわく、定数の話につきましては、やはりしっかり討議できる人数。そこで先生の考え方は、常任委員会かける7人から8人、プラス、多様な要素を考慮した人数が良いのではないかというような話がありました。そして、この議員報酬や定数については、任期の最後の年に決めるのではなく、後出しで決めるのではなく、少なくとも2年前にはっきりさせることが大事だという話がありました。

続いて翌日、18日は一日かけて地方議会と自治体財政について、関西学院大学大学院法学部研究科の吉田先生よりご講義がありました。

一日講義ということで、この18日が私にとっては一番難関な日だったんですけども、自治体財政の詳しい講義を聞くにあたって、様々なルール、また、難しい言葉の意味を知ることが出来ました。

続いて、その翌日19日午前中は、地方議員と政策法務ということで、東北大学大学院法学研究科公共政策大学院教授の荒井先生よりお話がありました。

この中身については、地方分権により自治体が行う政策法務が大きく変化してきており、政策法務を行う上で必要になるのが条例であると。自治体は住民の福祉の実現のため条例を作成するが、その条例とはどのようなものかを詳しく説明がありました。また、この日の午後からは、この講義を参考にグループに分かれて、そのグループを自治体に見立てて基本条例を作るという演習を行う研修があり、その日一日を終えております。

最終日5月20日につきましては、講義5ということで、分権時代の地方議会に期待されていること。ということで、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の山下茂先生よりお話がありました。

この講義は、これまでの講義とはちょっと異質で、どちらかというとグローバルな視点から、日本の議会を振り返るといような内容の講義でありました。前段、山下先生から、あなた方は非常に可哀相だと。そういった話でスタートしています。日本の自治体、議会というのは、権限、また、業務の幅というのは、他の国から見ると非常に幅広い。ただ、権限については非常に限定的だと。住民から求められるものは非常に大きいと。ですから本当に皆さんは大変だと。役人の方は、できないことに対しては、はっきりできないと言える。しかし、議員の皆様は、できないと思っても、はっきりできないと言えない。非常

につらい立場ですねということから、講義がスタートしております。

ただ、議会というやる気のある人たちが集まったこの議会、これをもっと生かすことが地方自治が変わる第一歩ですから、ぜひ、頑張ってくださいというような言葉がありました。

各国の状況を見ますと、やはり一番最初の講義でもお話があったように、地方自治の行使というのは、合議体で行うというのが通例で、日本のように二元代表ではなく、属という議院内閣制というのが非常に多いということが分かりました。議員の中から首長を選ぶというような国が非常に多いということを知りました。

講師の意見からは、自分の仕事を放り出してまで、議員の仕事をしなければならない皆さんは非常に大変です。だから、非常に世間的に悪い事をする議員が多いのではないかと。私個人としては、先生の私感としては、兼職を認めるべきではないかと。フランスは、公務員がその身分を失わないまま、国会議員になれるというお話がありました。

また、各国の住民代表度では、国民の数から公職選挙で選ばれた数の割合については、フランスは、1,000人中8.6人。イギリスは、2人。アメリカについては、州によって異なるが、多い所では学校区ごとに選ばれているので非常に多いと。実は日本は0.3人ということで、非常に少ないと。しかし、住民は今でもまだ多いと言っているということで、非常にやはり、議員として議会というものをもっと住民に知らしめる必要があるのではないかとというお話がありました。

最後ですが、この度、新人議員の地方自治基本コースの研修を受けて感じたことは、議員という立場が、地方自治にとって非常に重要な任務を持つ立場であることを感じる内容でありました。

特に2日目の講義は、地方分権が進む中で、議会基本条例を作る意義、議会活動をする上での住民との関わり方。そして、本来の活動をする上での条件整備。この考え方は、非常に心を動かされた内容でありました。法律の条文を読む限り、たしかに執行側の首長より、議会の位置づけの方が重い文面である。「皆さんは議決前に眠れますか」と先生に問いかけられたとき、町の億単位のお金の使い道を決めている重みを、改めて実感する一言でありました。

現在、多くの方々が議員定数を削減ありきとなっているのは、現在の議員活動が住民に見えていないことが大きな要因であり、議会の見える化、必要性の理解を深められる活動をしていかなければと改めて実感するとともに、基本条例により継続的な議会のビジョンやルールを定める必要性を強く感じる内容でありました。

4泊5日で行われた研修内容は非常に充実しており、全国の自治体議会議員との交流も講義と同様、意味のあるものであり、中には名刺とともに町のパンフレットを配る方や、町のPRDVDを休憩時間に見せていただいたり、また、会派に属した議員の活動は、我が町にはない積極的な政治活動を行っているなど、たくさんの刺激をもらえた研修でありました。本来の視点、グローバルな視点から議会として、議員という立場を知ることができ、とても有意義な研修に参加させていただいたことに感謝するとともに、研修で得たものを、今後の新十津川町議会の活動に活かしていきたいと思っております。

以上で、長くなりましたが、研修報告とさせていただきたいと思っております。なお、研修報告書並びに資料につきましては、事務局にお渡ししておりますので、ぜひ、お目通しくだ

さい。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 続いて、進藤久美子君より報告をお願いします。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示がありましたので、平成28年度市町村議会議員研修の報告をさせていただきます。

日程は、5月24日から5月26日。

場所は、滋賀県にある全国市町村国際文化研修所です。

第1回自治体決算の基本と実践。行政評価を活用した決算審査と題して、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授の稲沢克祐氏を講師として行われました。

研修内容といたしましては、四つの講義と一つの演習に分かれていました。

一つ目の講義といたしましては、決算の意義と審査のポイント。これにつきましては、埼玉県秩父市を事例にして、決算審査の意義、重要性とその流れや審査のポイントと決算カードや財政状況資料集の読み方についても学習させていただきました。演習では、決算審査の実践で、実際の決算書類を用いながら、決算審査のポイントを再確認し、決算カードを用いて、隣の席の方と二人で意見を出し合い、財政分析を行いました。

二つ目の講義といたしましては、決算審査の新しいアプローチ。これにつきましては、行政評価の基本と活用するためのポイントも教えていただき、行政評価による決算審査について、先進自治体の事例を学ぶことができました。

三つ目の講義といたしましては、行政評価を用いた決算審査の実践。これにつきましては、行政評価の理解を深めるために演習に取り組み、また、財務書類を用いた決算審査のあり方については、実際の財務書類を基にして実践的に学ぶことができました。

この研修をとおして、決算の重要性を再確認することができ、とても有意義な3日間を過ごすことができました。

最後になりましたが、この3日間の研修に出席させていただいたことに、お礼を述べさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めまして、おはようございます。ただ今、議長からご指示がございましたので、平成28年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元の資料をご参照いただきたいというふうに思います。

はじめに、総務課関係から申し上げます。

最初に叙勲でありますけれども、永年にわたり、本町の住民の方の健康と福祉の増進にご尽力いただきました、勲五等瑞宝章、元新十津川町立診療所長、亡き野田良様に特旨叙位従六位が授けられ、3月9日に伝達式を行ったところでございます。

次に、表彰、感謝状の関係で申し上げます。

新十津川消防団第1分団長、中澤正芳様が消防庁長官表彰を受賞され、3月25日に伝達式を行ったところでございます。次に、感謝状の関係でございますけども、3月9日、町に多額のご寄附をいただきました中央区、野田民子様、また、4月11日には、新十津川に営業所があります、株式会社道央ハウジング様、4月18日は、タケダ時計店創業70周年を記念して多額のご寄附をいただきました竹田忠雄様、さらには、5月2日、本町に縁のある釧路市の株式会社総合住研様の皆様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状の贈呈をいたしたところでございます。心温まるご厚志に、改めて感謝を申し上げるところでございます。

次に、2ページをお開き願いたいというふうに思います。

定住促進対策事業でございます。

平成26年度より開始いたしました定住促進事業は、昨年度1年間で新築住宅17件、中古住宅3件の取得に対する申請がありまして、人数にすると64人が本制度で定住したことになってございます。また、中学生以下のお子様がいる世帯には、町内で使用できるふれあい商品券16人分を交付させていただいたところでございます。

次に、JR札沼線の関係でございます。

本年3月26日からJR北海道のダイヤ改正に伴い、札沼線が1便となったことから、JR札沼線の利用促進を図るため、沿線自治体の月形町、浦臼町と共同で、キハ40系を基調としたPRポスターを作成し、沿線自治体はもとより、札幌駅、銀行、国、道の出先機関も含め掲示をさせていただき、沿線自治体と連携を図りながらPRに努めているところでございます。

ここにちょっと掲載されておられませんけれども、5月18日、高橋知事が地域訪問として本町を訪れました。農協青年部長、商工青年部長、さらには、総合型スポーツクラブを運営している女性スタッフ、そして、長谷川議長、釣部道議が参加され、短時間でありましたけれども、まちづくりを支える若者との有意義な懇談が行われたことをご報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、会計課の関係でございます。

平成27年度の各会計につきましては、5月31日に会計閉鎖を行いました。一般会計の歳入総額は58億9,485万1,139円、歳出総額は55億7,540万4,985円、歳入歳出差引額は3億1,944万6,154円となりました。繰越明許費の一般財源分710万6,000円を差し引き、実質収支額3億1,234万154円のうち1億6,234万154円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、残り1億5,000万円を平成28年度に繰り越しをさせていただきました。これにより全基金の現在高は、51億8,374万1,816円となったところでございます。収入未済額は、町税及び公営住宅使用料を含め、一般会計で1,719万8,611円、国民健康保険特別会計では445万5,146円、下水道事業特別会計は136万4,032円、農業集落排水事業特別会計は8万2,455円で、全会計を合計すると2,310万244円となっております。

次に、住民課関係でございます。

人口動態でありますけれども、5月31日現在では、人口が6,807人で、前年同期と比べますと88人の減となっており、世帯数は2,978戸で、前年同期と同じでございます。65歳以上の高齢者数を見ますと2,539人と前年同期と比べ71人増、高齢化率は37.3パーセントとなっております。人口移動が最も多い3月から5月末までの人口動態でありますけれ

ども、転入が76人、転出が113人あり、出生10人、死亡23人と合わせた単純増減では、50人の減となっております。

次に、交通安全及び防犯の関係でございます。

交通事故の発生状況は、2月1日から5月31日までの発生件数は1件、死者数はなく、負傷者数は2人となっております。平成24年4月23日に発生した交通事故死以降、今年6月2日で、交通事故死ゼロ1,500日となったところでございます。このことは、安全・安心推進協会はじめ、青色回転灯パトロール隊員、さらには、交通指導員の皆様、そして、各行政区で行っていただいております交差点での見守りなどが、交通安全意識を高め、歩行者、運転者ともに事故防止に努めていただいている証であるというふうに考えているところでございます。今後も、関係団体と連携を図りながら、一層の交通安全の推進に努めていきたいと考えているところであります。

次に、防犯の関係でございます。

3月1日から5月31日までの本町における犯罪発生件数は6件、前年同期と比べて1件増で、内訳としては窃盗4件、凶悪犯1件、その他1件となっております。なお、4月11日に発生した刃物を持った男の逃走事件は、関係団体にご協力をいただき、町内の巡回などを実施し警戒をしておりましたところ、被害者を装った女性による虚偽の通報であったことが判明をしたところでございます。このことについても、安全・安心推進協会による青色回転灯パトロール隊員、そして、民生委員の皆様方など、多くの皆様方の見守りをしていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

次に、7ページをお開き願いたいというふうに思います。

町税の関係でございます。

先ほども、会計閉鎖の状況を申し上げます。現年度分の町税5税の合計では、収納率が99.58パーセントであり、前年同期と比べ0.1ポイントの上昇になっており、滞納繰越分につきましては、8.9パーセントで、前年同期と比べ4.69ポイントの上昇になってございます。下段の国民健康保険税は99.57パーセントで、前年同期と比べ0.11ポイント低下をしております。滞納繰越分については、38.44パーセントで前年同期と比べ23.70ポイント上昇をしております。後期高齢者の医療保険については、100パーセント完納という形になってございます。

次に、保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学については、5月12日に入学式が行われ、186人が入学をいたしました。

そして、ゆめりあ部会でございますけれども、高齢者サークル、そして、芸能、芸術、スポーツなど10部会、205人がゆめりあを拠点に定期的に活動をしているところでございます。

次に、保育園の運営状況についてでございますけれども、4月1日当初の入園児童数は68人でしたが、途中入園が2人あり、5月31日現在では70人の入園者数となっております。前年同期と比べ6人の増となっております。送迎バスは、花月方面2人、大和、徳富方面2人の計4人の園児が利用しており、本年度についても、2系統でバス1台により運行してございます。

次に、放課後児童クラブの関係でございます。

4月から本格実施をいたしてございます。今年度5月31日現在で登録児童は40人となっており、1日平均、20.5人が利用している状況でございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

介護予防、日常生活支援総合事業でございます。

本年4月から新規に開始をした事業でございます。町内4か所で実施をしてございます。基準緩和型デイサービスには45人、生活支援相談、支援事業の見守り支援に2人、見守り配食サービス事業に9人が利用している状況になってございます。

次に、体力増進室の利用状況でございます。

5月31日現在の体力増進室の延べ利用者数は48日で1,456人、1日平均で30.3人の利用があり、多くの方が健康づくりに取り組んでいただいているところであります。また、加工室でも、延べ22団体、102人が利用しており、町内の女性のグループ活動の場として積極的に活用をしていただいております。

高齢者向け給付金の関係でございます。

賃金の引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するために支給される年金生活者支援など臨時福祉給付金については、昨年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、本年度65歳以上となる方が対象となり、4月25日から受付を行ってございます。5月31日現在の申請状況ですが、1,075人の対象者に対し875人分の申請があり、申請率は、81.4パーセントとなっております。

次に、産業振興課関係でございます。

水稻についてでございますけれども、今年の水稲作付け予定面積は3,566.41ヘクタールで、前年実績対比で26.85ヘクタールの減となっております。今年の水稲移植作業も、過去に例のないくらいの天候に恵まれた中でスムーズに行われ、生育もいたって順調ということで、作況状況もプラス3となっております。

地域おこし協力隊の関係でございます。

都市地域から過疎地域に生活の拠点を移し、地場産品の開発、PRや農業への従事など、その地域で様々な活動を行う地域おこし協力隊の産業活性化支援員と農業支援員の各1人を、昨年引き続き4月1日に委嘱をさせていただきました。また、新たに5月1日から産業活性化支援員として1人増員し、農産物のブランド化などの業務を担っていただいております。なお、農業支援員については、農家に出向き農作業を手伝いながら、農業技術を習得し、将来は就農を目指していることをご報告させていただきます。

次に、日本ハムファイターズとのパートナー協定の締結でございます。

3月12日に総合健康福祉センターにて、本町と株式会社北海道日本ハムファイターズとの3年間のパートナー協定を結びました。協定では、スポーツによるまちづくりとして、野球教室の開催や各種スポーツ大会への協力。観光によるまちづくりとして、町内イベントへの協力と町の特産物のPR。三つ目として、食と健康によるまちづくりとして、健康づくり事業への協力や健康増進のための運動指導、食育活動、食事指導などの事業について連携し取組み、健康で元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、都市と農村の交流でございます。

昨年、新十津川丸ごと体験ツアーを国の交付金を受け5回実施し、札幌圏在住の128人が本町を訪れていただきました。今年度も、農業や陶芸など3回の体験ツアーの実施を予

定をしてございます。

次に、特産品PR事業でございます。

新十津川総合振興公社では、新商品として4月から新十津川産の酒粕、トマトと北海道産の熊笹を使った羊かん3種類を発売いたしました。

次に、建設課関係についてご報告をさせていただきます。

住宅耐震化促進事業でございます。

個人住宅の改修工事費用を助成する安心すまいる助成事業は、本年度から受付けを開始し、5月31日現在で19件の申請があり、費用概算額は3,244万円、助成予定額は533万4千円となっております。また、昨年度まで安心すまいる事業として実施をしておりました住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業も本年度から受付けをし、5月31日現在で4件の申請があり、費用概算額495万円、助成予定額は93万8千円となっております。

次に、徳富川ラブリバー推進協議会主催により、石狩徳富河川緑地周辺の清掃を5月30日に実施をしていただきました。本年は、11団体120人の参加をいただき、約150キログラムのごみを回収をしていただきました。天候と参加人数に恵まれる中、回収量は昨年度より増加をいたしました。長年の活動成果により潤いのある水辺空間が保たれているところでございます。改めて、参加をしていただいた皆さん方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

以上をもちまして、平成28年第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

(午前10時55分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田純史君登壇]

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成28年第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告いたします。

3月25日の定例会ですが、報告4件と議案8件の説明を行いました。

報告第11号の平成28年度教職員人事異動内示についてですが、新採用教諭、期限付教諭の内示について報告いたしました。

議案第13号の新十津川町社会教育委員の委嘱についてですが、社会教育委員の任期は2年となっております。3月31日で満了となることから、平成28年4月1日以降の委員の議決をいただきました。なお、長年委員としてご尽力いただきました、中央区の鈴木喜代子さんがご退任され、後任に文京区の奥芝彰子さんを、また、ご都合により1期で退任さ

れました徳富区の川村登さんの後任に、同じく徳富区の小田秀一さんを、学校関係で教職員の人事異動に伴い、中学校の坂本征人教頭の計3名の方を新しく選任いたしました。

4月28日の定例会では、報告6件議案2件の説明を行いました。

報告第16号、平成28年度新十津川町新規奨学生を選定についてですが、申請のありました専修学校1人、大学8人の計9人の入学者選定を報告いたしました。

議案14号では、新十津川町立学校評議員の委嘱について議決をいただきました。

5月13日の定例会では、報告3件の説明を行いました。

報告第19号では、平成28年度新十津川町新規奨学生を選定についてでございますが、追加申請のありました大学入学者1人の選定を報告いたしました。今回の申請で10人の学生に対して貸付けを行っております。昨年は5人の貸付けでしたので、貸付者数は比較で倍増となっております。これは、今年度から貸付額の増額と返済期間を延長し、修学環境の充実を図ったことが要因と考えております。

次に、3月8日開催の臨時会では、報告1件の説明を行いました。

報告第7号、平成28年度教職員人事異動内示についてですが、校長、教頭をはじめとする教職員の人事異動内示について、報告いたしました。

小、中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございますが、小学校は313人、中学校は185人、合わせて498人の在籍であります。昨年同期は522人でしたので、比較すると24人減ということになっております。教職員合計59人のうち、教育環境を整えるべく道費では、ティーム・ティーチング指導や習熟度指導、さらには期限つき教諭を含め、小学校1人、中学校5人の計6人の配置を受けております。町費では、理科専科教員、小学1、2年生の学習支援サポーター、通常学級及び特別支援学級児童支援員、学校図書館司書、中学校教育充実指導講師、特別支援学級支援員として小学校5人、中学校2人の計7人を配置いたしました。以上の人員配置をし、複数の教員による指導体制を図り、学力や体力の向上を図る体制を整えました。

次に、小学校の関係ですが、記載はしておりませんが、先ほど町長からの行政報告がございましたように、4月11日は、町内に刃物を持った男が潜在している可能性があるとして、小中学校では、安全登校に努め、同日は少年団や部活動を中止して集団下校を行いました。その際には、通学路などで行政区をはじめ、安全・安心推進協会、さらには民生委員児童委員など、大勢の関係機関の皆さんに児童生徒の見守りをいただき、感謝申し上げます。

小学校の運動会ですが、6月4日に予定していましたが、雨天のため1日順延して5日に開催いたしました。当日は、天候に恵まれグラウンドの水はけもよく、運動会日和となりました。議員はじめ、ご来場の皆様から児童に対し温かい応援をいただき、新1年生も立派に競技に取り組み、児童が正々堂々、最後まで諦めず頑張る姿が見られた素晴らしい運動会でありました。

中学校関係では、5月2日に中学校武道場で、今年2月に釧路市の株式会社総合住研様からご寄附をいただき、この度、剣道具を購入したため、同社会長の谷口様の来町に合わせて贈呈式を行いました。

中学校体育大会は、6月2日に開催されました。低温、一時小雨とあいにくのコンディションでありましたが、男子400メートル個人で1年生と3年男子において大会新記録が

出るなど、素晴らしい成績を残しました。

3 ページに移ります。

スクールカウンセラー派遣事業ですが、心のケアのために専門的な立場から、児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員への助言や個々の事例に対する適切なアドバイスができるように、今年度も継続してスクールカウンセラーの配置を受けております。

次に、今年度の小学校特別クラブの加入状況であります。少年少女合唱団15人、獅子神楽16人、スクールバンド29人となり、3年生以上の希望者をもって、4月18日から活動が開始されております。

中学校課外活動であります。5月3日に滝川市において第32回高畑良助杯野球大会が催され、野球部が2位の成績を収めております。

中学校の部活動の加入状況であります。表のとおりとなっており、全生徒の84.9パーセントが加入しています。主な状況といたしましては、バスケットボール部員17人となっております。そのうち、今年度から1、2年生の女子6人が入り、男子と協力して練習を行っております。また、吹奏楽部ですが、昨年は41人でしたが、30人と大幅に減少いたしました。このことから、今年度は35人までとするB編成での大会出場となります。

続きまして、PTA連合会の内容でございますが、4月28日に総会が行われまして、会長には新小PTA会長の堀下琢磨氏が選ばれております。

その他の教育関係団体の役員構成については、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、4 ページをお開き願います。

学校教育関係であります。6月1日、中央区と文京区の共同による美しい通学路づくり事業を行っていただいております。農業高校などの協力もあり、道道学園新十津川停車場線にはマリーゴールドを、西2線にはサルビアを植えていただき、児童、生徒が毎日通る通学路を整備していただきました。

給食センター関係であります。今年度は、4月7日より給食を供給しております。今年度から、給食の調理と食器の洗浄業務を民間事業者へ委託しておりますが、前年度まで勤務していた調理員の皆さんが継続して勤務されていることもあり、今まで同様、美味しい給食を提供しております。

農業高校の関係では、32人が入学、そのうち新中からは10人進学されております。

次に、高校配置計画の関係であります。

4月26日、平成28年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が深川市で開催され、地域の意見を集約いたしました。空知北学区においては、平成30年度から滝川西高校が1学級減となり、どの学科を1減とするか、現在検討中とのことでありましたが、昨日、道教委が公表した平成29年度から31年度までの公立高校配置計画案では、現在の会計ビジネス科2学級、情報ビジネス科2学級の計4学級を統合して、新たな学科として1学級減の3学級とする案が示されました。平成31年度の検討に当たっては、学区全体で41人の中卒者の減が見込まれることから1から2学級の調整が必要ということでございます。また、平成32年度以降平成35年度までに学区全体で142人の中卒者の減が見込まれ、欠員を生じている学校も多いことから、4年間で3から4学級の調整が必要となります。滝川市や深川市内において、学校、学科の配置のあり方や、再編整備を含めた定員調整の検討が必要

となってくる状況にあります。今後、来月に予定されている第2回の地域別検討協議会等を経て、9月中に公立高等学校配置計画が決定されるスケジュールになってまいります。

社会教育関係の役員、行事等につきましては、4ページ、5ページに記載のとおりでございます。

6ページに移ります。

5月27日に新十津川町体育協会の表彰式が行われました。振興賞には、永年にわたり、スキー連盟会長などの役員を務められ、スノースポーツの振興にご尽力されました岡本克幸様に、また、昨年度各種競技で輝かしい成績を残されました、ここに記載の3個人、4団体に、奨励賞が吉田体育協会理事長から贈呈されました。

少年団大会の成績ですが、剣道では、4月17日、札幌市で開催された第9回札幌小中学生剣道錬成大会で小学生団体の部で尚武会が優勝いたしました。また、野球では4月23日から5月14日までの間で、赤平市で開催された春季少年野球交流赤平大会で、新十津川ホワイトベアーズが2年ぶり3度目の優勝を飾りました。さらに、5月21、22日の両日、同じく赤平市で行われました第38回春季少年野球大会では、決勝で惜しくも敗れましたが、準優勝の好成績を残しました。

株式会社北海道日本ハムファイターズ協定事業として、5月の6日、20日、27日の3回、天候にも恵まれた中で、新小グラウンドで4年生以上を対象とした、少年野球教室が元日本ハムプロ野球選手の指導により行われました。こうした実技指導が、今ほど報告した大会での好成績に繋がっているものと考えております。また、5月21日には、赤平大会の試合を牧谷、高口両コーチが急きょ観戦され、今後の実技指導の参考にいただきました。さらに本日、改善センターで夕刻、両コーチによる、子供達への実技指導だけではなく、父母、指導者を対象とした、野球に取り組む姿勢などを内容としたご講話をいただくことになっております。

体育施設ですが、ふるさと公園内の屋外体育施設は、予定どおりに4月29日にオープンいたしました。

次に、8ページをお開き願います。

平成27年度のそっち岳スキー場を除く社会教育施設の利用状況であります。利用人数は10万4,915人で、前年度より8,296人増加しています。主な増加施設ですが、農村環境センターが前年度より1,315人増加しています。これは、10月に改善センター前で開催予定の味覚まつりが、当日の悪天候が予想されたため、改善センター大ホールに会場を移したることによるものでございます。さらに、スポーツセンターが前年度より2,771人増加しておりますが、これは、昨年度からスポーツクラブ設立準備委員会でフィットネス、スポーツの各教室を新たに計画し、参加者が増えたことによるものです。

また、そっち岳スキー場は、リフトの乗降人数になります。前年度比2万9,847人の減で、使用料は88万5,180円減少いたしました。これは、昨年12月のオープン当初に雪不足で2日間休業したこと。さらには、シーズンを通して土曜、日曜日などの休日の天候が悪かったことが要因とされます。

図書館関係でございますが、平成27年度の利用状況ですが、個人貸出冊数は、昨年度より4,193冊減っており、町内及び町外の貸出しともに減少しています。これは、近隣の図書館の整備による影響が続いているものと分析しております。一方、団体貸出は1,300

冊増加しています。内訳としては、小中学校など町内への貸出しが増えております。また、貸出人数ですが、児童の貸出しが昨年度より539人、町内の貸出しが743人、それぞれ増加するなど、少しずつではありますが読書習慣化が図られております。

なお、行事関係であります。通常事業、特別事業や学校への図書配本など、学校図書司書とも連携を図りながら、読書促進に向けて工夫をしながら事業を実施しております。

以上申し上げまして、平成28年第1回町議会定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、お諮りいたします。

日程第6の一般質問につきましては、午後1時からといたしまして、これからは、日程第7から第9までの報告事項を上程し、報告を受けたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしということですので、報告事項を上程し、報告を受けることに決定をいたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、報告第1号、平成27年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第1号、平成27年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したもので、同項の規定により報告するものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第1号、平成27年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容の説明を申し上げます。

議案については、63ページをお開き願います。

本年の第1回定例会において、平成28年度に繰り越して執行することのできる予算として、総額1億1,645万9千円の繰越明許費の議決をいただいておりますが、このうち、平成28年度に5,847万9千円の繰り越しを行いましたので、報告させていただくものでございます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、電子機器管理事務は、金額1,771万2千円、翌年度繰越額1,771万2千円、未収入特定財源、国道支出金555万円、町債555万円、一般財源666万2千円で、昨年日本年金機構における個人情報流出事案に起因して、総務省から地方自治体の情報セキュリティについて、抜本的な対策を講じるよう要請がなされたことを受けてのシステム改修経費でございます。国の平成27年度補正予算において財源が一部措置されております。

国のシステムの改修期限が今年度末となっていることから、現在、どのようなシステム構成とすべきかの検討を進めておりまして、8月頃に発注を行う予定としてございます。

同じく、1項総務管理費、人口流入活性化事業は、金額510万7千円、翌年度繰越額176万9千円、未収入特定財源、国道支出金176万9千円です。これは、地方版総合戦略に基づく取組みの、更なる推進を進めるために、国の平成27年度補正予算において創設された地方創生加速化交付金を財源とした事業でございます。

この交付金は、地域間連携をはじめとする各種連携が採択要件となっていることから、本町においては、空知総合振興局が事業主体の北海道、空知と首都圏との交流基盤創造事業と、中空知定住自立圏が事業主体となる、しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業の2事業への負担金と構成団体が実施する関連事業について、交付申請を進めたところでございます。

予算額については、空知総合振興局が事業主体の空知と首都圏との交流事業に、310万7千円、中空知定住自立圏が事業主体となる就業・移住支援事業に、200万円として計上させていただきましたが、3月下旬の事業採択において、空知総合振興局の事業が不採択となったことから、それらに関連する市町の事業についても財源の確保ができなくなり、予算額310万7千円、全額の繰越を行わないことといたしました。

また、中空知定住自立圏の事業については、事業採択にはなりましたが、対象事業費が一部精査されての採択となりましたので、予算額200万円のうち、176万9千円を繰り越すこととしたものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業は、金額3,811万2千円、翌年度繰越額3,811万2千円、未収入特定財源は、全額国道支出金で3,811万2千円でございます。

事業内容は、一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を対象に、対象者1人につき3万円の給付金を支給するもので、国の平成27年度補正予算において財源が措置されてございます。申請状況でございますが、5月末現在で、対象者数1,075人に対し、申請者数875人、申請率81.4パーセントとなっております。

同じく、2項児童福祉費、子ども・子育て支援事業は、金額88万6千円、翌年度繰越額88万6千円、未収入特定財源、国道支出金44万2千円、一般財源44万4千円です。これは、国の幼児教育無償化、保育所等の利用者負担軽減措置の実施に伴う、各市町村の子育て支援システムを改修するための事業で、3月に発注を終え、現在、改修事業を進めているところでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業は、金額5,057万円でございますが、補助金の要望件数が多く、国の補助金が採択となりませんでしたので、翌年度繰越はしないこととして、ゼロとなっております。

次に、7款商工費、1項商工費、観光活性化事業は、金額407万2千円、翌年度繰越額は、ございません。

2款の人口流入活性化事業と同様に、空知総合振興局が進める北海道・空知と首都圏との交流基盤創造事業の関連事業として、事業に取り組む予定としておりましたが、空知総合振興局の事業が不採択となったことから、予算額407万2千円、全額を繰り越さないこととしたものです。

合計いたしまして、金額1億1,645万9千円、翌年度繰越額5,847万9千円、未収入特定財源、国道支出金で4,587万円3千円、町債550万円、一般財源710万6千円でございます。

以上、平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 数字は今、報告があったとおりになんだろうと思いますので、これを議論しても仕方がないと思うんですけども、しかしですね、今、話題になっている地域創生に関わってくるような事業が総合振興局と連携を組んだにもかかわらず、事業の採択をみなかったということにつきまして、やはり問題視する必要があるのかなというふうに、私は思いますね。

あまりにも岩見沢の方に頼り過ぎたのか、それとも計画そのものが、いわゆる国が求めているような形の中できちっとした計画がなされていなかったのか、採択にならなかったということ自体をきちっと反省する必要があるのかなというふうに思います。

そこで、この事業について振興局に丸投げだったのか、例えば、うちの方から職員も参加して、企画、立案等に加わった仕事をしていったのか、その辺についてもうちちょっと詳しく内容をお聞かせいただければと思います。

併せまして、不採択になった資料等があるのであれば、どういうことが空知として、自治体間と連携をして達成しようとしたのか、その部分の資料も個人的にいただければ、今後、どういう方向で考えていたことがだめになったのかという部分について勉強させていただきたいと思うので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、8番議員のご質問にお答えいたします。

不採択となった事業、これについては、空知総合振興局が事業主体となりまして、そこに対して各市町が負担金として協議会を設立するというところでございましたので、そこに対して、管内の各市町が負担金を支出して事業を執行するという内容となっております。

首都圏におきまして、空知というものの知名度がやはり、いまひとつ伝わっていないということがございましたので、空知が一丸となって首都圏において、各地のPR事業を行うという内容として国の補正予算に申請をしております。空知総合振興局が、北海道がと言いましょうか、内閣府の方まで行って事業説明をしてきてはございますが、残念ながら不採択となったような実情でございます。

事業に関しては、空知振興局がこのような事業で展開をしたいということで、事業の組み立てを行って、事務レベルの了承を経て、事業申請をしたというような内容となっております。

後段、どういったことで不採択になったかという資料につきましては、ご説明できる範囲で、後刻ご説明と言いましょうか、資料提供できるものにつきましてはほしいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 年金生活者等社会福祉費なのですが、千何人に対して八百数名ということで、これは、もらえればもらえた方が良いのかなという感じがするので、これの周知なり、もらえる方法、いろいろ尽くしたのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それでは、お答えを申し上げます。

PRの方法とか、そういった部分ですが、まずは、4月の25日から7月の25日までが受付期間でございまして、それで、該当者に対しては、封書をもって申請用紙に名前を記載したものをお送りしておりますので、まずは申請者には各自届いております。それと、そのほかに広報でのPR、あとは町内のチラシで回覧というような方法で周知しております。最終的には、7月の25日までの受付けでございまして、いま一度、周知の方法を検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、平成27年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の平成27年度第43期の経営状況について、内容をご説明申し上げます。

なお、5月30日に総合振興公社の株主総会取締役会で、この認定を終えていることを申し添えておきます。

まず、業務の執行状況についてご報告をいたします。事業報告書をご参照いただければと思います。

2ページ、1の特産品販売事業でございますが、当公社は、ふるさと納税返礼商品の仕入れ及び発送を請負っておりまして、この取扱件数が大きく増加したということによりまして、対前年660万7千円の増益となりました。

次に、3ページ、3の加工事業でございますが、メロン加工関係の取扱業の増加及びカボチャの加工が新たに加わったということから、対前年377万円の増益となりました。

次に、5ページ、4の物産館レストラン事業についてですが、対前年29万8千円の減益となりました。

5の宿泊施設事業につきましては、合宿利用者が対前年6.3パーセント減少いたしました。一般宿泊利用者は9.5パーセントの増加となりました。冬季につきましては、施設内設備などの必要な小破修繕及び改修などを可能な限り行いながら、何とか6千円の利益を計上することができたものでございます。

次に、6ページ、6の業務受託事業でございますが、町から物産館と公衆トイレ等の管理業務並びに町指定ごみ袋の卸販売業務を受託しておりまして、平成26年度のごみ処理手数料値上げによりまして、ごみ袋の買い溜め、これがひと段落したということでございます。対前年102万3千円の増益となったものでございます。

それでは、8ページ下の事業別差引収益（営業利益）と書いてございますが、その表をご覧くださいいただければと思います。ただ今説明申し上げました事業の収支が一覧で表示してございます。

当振興公社全体では、587万4,181円の利益となっております。上の表の損益計算書でもこれらの数字が確認できますので、ご確認いただければと思います。

この中で下から2行目の特別損出の部で、特別償却費として159万2,750円を計上してございますが、これは、カボチャの加工用カット機械を公社の方で購入したものでございます。

次に、左の9ページに貸借対照表を掲示してございます。この中で、何点かご説明を申し上げます。

まず資産の部で1番、流動資産の（6）貸付金300万円でございますが、これは、しんとつかわで心呼吸。推進協議会が、国の補助事業を実施するということになりましたが、補助金が精算払いであるということから、事業の自主財源が確保できないということで、

これを確保するために、当公社の方に借入れの申し入れがございました。年利0.5パーセントで300万円を貸付けたものでございまして、これについては、本年4月の14日に返済をいただいたものでございます。

次に（9）、保険積立金205万8,645円でございますが、これは、社員の福利厚生の一環といたしまして、退職準備金とすることを目的としまして、411万7千円を積立てたものでございます。その2分の1は、損金換算できるということから、ここの項目には、その2分の1相当の額を計上したものでございます。

次に、3番の投資その他の資産で（1）、出資金311万円でございますが、これは、金滴酒造株式会社に300万円、滝川酒販協同組合に10万円、北門信用金庫に1万円を出資しているものを計上してございます。

次に、負債の部で1番の流動負債の（2）、短期借入金1千万円。これにつきましては、民間金融機関から4月当初の資金繰りが苦しいというために、短期で借入れをしたものでございます。また、この貸借対照表は、平成28年3月31日現在ということでございますので、ここには記載をしてございませんが、町からも1千万円を借入れしておりまして、年度内に返済を完了してございます。

次の（3）、未払い金につきましては、パート社員23名分の3月分の賃金でございまして、これは4月15日に支払いをいたしました。

（6）、預り金でございますが、社員の3月分の社会保険料などで、請求がありしだい支払うものでございます。

以上、新十津川総合振興公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで申し上げますけれども、日程第8の報告第3号、これにつきましては、日程第9の一般質問終了後にいたしたいと思ひます。

そんなことで、ここで13時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、一般質問を行います。
先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回2点について、町長にお伺いをさせていただきます。

まず1点目といたしまして、新採用等職員の自衛隊生活体験について、お伺いさせていただきます。

4月23日付け、プレス空知の新聞記事によりますと、今年度及び昨年度に採用された町職員が、4月20日から22日まで2泊3日の日程で、公務員としての規律や目標達成のためのチームワークづくりを目的として、滝川駐屯地において自衛隊生活を体験したと報じられておりました。この自衛隊生活体験を今年度から取り入れられた経緯と、この体験により得られた成果を、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんからのご質問、一つ目にお答えをさせていただきます。

今ほど1番議員さんが質問の趣旨にありましたとおり、4月20日から2泊3日の日程で、今年と去年に採用になった職員13名を滝川駐屯地で行った自衛隊内生活体験研修に派遣をさせていただいたところであります。

その目的、趣旨については、1番議員さんの言われたとおりであります。この自衛隊内生活体験研修を取り入れた経緯から説明を申し上げたいというふうに思います。

まずはじめに、町が職員に求めている目指すべき姿として人材育成基本方針が定められております。その中で、公務員としての使命を果たすべく正しい倫理観、コスト意識、プロ意識、住民の目線での行動を掲げており、若手職員の習得すべき能力としては、協働、専門実務、対人関係、情報対応などのスキルであります。これからの職員に求められる能力向上と意識の醸成を図るために、毎年職員の研修計画を立て、それぞれの役職や年齢に応じて派遣等をしてしておりますが、今までにない角度から、その必要なスキルをより高められないかを考えていたところであります。

そこで、自衛隊員と同じような日課で過ごすことにより、自治体職員として必要な能力の基礎基本であります礼儀、規律、さらには集団行動などのルールをしっかりと逸早い段階で高められると考え、この研修に向けて取り進めたのであります。

そして、なぜならと言いますと、5年前、東北大震災、昨年の鬼怒川の洪水などにおける災害派遣、自衛隊員は先頭に立って危険を冒しながらも人命救助や財産を守るために誠心誠意の活動が、本当に頼りになる存在として、被災地域から多くの感謝の声を届けられていることは、ご承知のことだというふうに思います。

本町においても、いつ何時起きてもおかしくない災害対応のことを考えると、町民の生命、財産を守るため、町職員としての役割を認識し、責任を持って自ら迅速に行動を起こせる能力を備えることが極めて大切であると考えたところであります。置き換えれば、町

民の幸せと、安全安心なまちづくりのためには、町職員の心構えが重要であり、職員一人ひとりがしっかりと持っていなければならない、そういうものであるというふうに考えております。

特に新採用職員等の若い職員には、町の職員として業務を行うにあたり、与えられた業務を遂行する責任、公務員として守らなければならない規律、そして目標を達成するために必要なチームワークなど、これらのものを早い段階で身に付けることが最善であると考え、このように派遣をさせたものであります。

次に、この研修により得られた成果であります。まず一番の成果として、この派遣をした職員が帰町後、皆さん方も会われた時感じられていると思いますけども、若い職員の大きな声での元気で明るい挨拶、そういったものが強く、私としても印象に残っており、当然、必要でありますけれども、あいさつから始める社会のルールやマナーが適切に身に付いたことを、私も肌で感じさせていただいているところであります。

また、研修を終えた職員の復命書には、研修で学んだ規律の遵守、冷静な状況判断、コミュニケーションの活性化、綿密な計画作成、強い精神力の維持、そして、感謝の気持ちを持つこと、さらには駐屯地司令の講話もいただきましたので、その講和から、健全な社会、組織をつくるために規律を守る、チームワークを大切に目標に対し集団で意識を統一するなど、町職員としてこれからの業務に活かしていきたい旨の復命書として書かれて提出がされたところであります。

この自衛隊の研修で得たものは大きく、これから本町の将来を担う職員として活かされていくものと考えているところであります。

以上を申し上げて、1番議員さんの質問の回答とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 私のところには、自衛隊生活体験についての必要性について、いま一度疑問視される声が届いております。来年度以降も、この自衛隊体験生活、町長としてお続けになるつもりでしょうか。お伺いさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 先ほども、答弁をさせていただきました。我々が若手職員に行かせた考え方が、若手職員、派遣した職員が、より以上にこの自衛隊の研修で大きな財産として、たくさん持ってきてまいりました。

そして、この若手職員からも、この研修を来年以降、もし新たに職員が入った時に継続すべきかどうかというふうに正直な声も聴きました。すると、やっぱり若手職員は、このなかなか体験のできない自衛隊内で勝ち取った、いわゆる規律、そして集団行動、仲間としっかり連携をしながら仕事をやる。そういった意味のチームワークが、すごく構築できたというような力強い意見も伺ったところであります。

したがいまして、今回の研修は非常に意義があるというふうに考えております。ただ、来年以降の新採用職員の人数については、それぞれ年によって人数が違いますので、仮に1人、2人の場合は、その職員の数からして、なかなか自衛隊の派遣研修にはならない

ので、一定の人数が固まった時、今年と同じように、例えば2年間の採用職員だとか、3年間の採用職員、3年分というんですかね、そういった職員が、人数が固まった時にこの自衛隊の派遣研修に参加をさせたいという考えでありますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、二つ目の質問に入ってください。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） それでは二つ目の質問に移らせていただきます。

緊急通報システムについて、お伺いさせていただきます。

全国的に高齢者のひとり暮らしが多くなってきております。国勢調査によりますと65歳以上の高齢者のうち、男性では10人に1人が、女性は5人に1人の割合でひとり暮らしをされていると報じられておりました。

本町においても、高齢者のひとり暮らしは、世帯分離によるひとり暮らしを含めて570人ほどいらっしゃいます。その中で緊急通報システムの設置件数は、固定タイプが54件、自宅内で持ち運べるペンダントタイプをご利用になっている方が20件となっており、合計しても74件と少ない状況にあります。

高齢者のより安心安全を図るべき、ペンダントタイプの積極的なPRをすべきと考えますが、そのことについて、町長はどのようにお考えになっているかお答えください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの2点目の質問にお答えをさせていただきます。

ペンダントタイプの積極的なPRをすべきというご質問の趣旨でありますけども、まず、お答えからすると、私も同じ考え方であります。少しく内容を説明させていただきたいというふうに思います。

緊急通報システムは、在宅のひとり暮らしの高齢者の方に、急病や火災などの緊急事態が発生した時に、ボタンを押すだけで広域消防本部に通報が入り、本体スピーカーで会話をしながら、状況に応じ救急隊が出動することで、安全安心が確保できる機器でございます。

町は、取付け及び取外し費用を負担をし、緊急通報システムの本体及びオプションで付属のペンダントタイプが選択できることとなっております。今ほどご指摘のあったペンダントタイプは、寝室や浴室での本体から離れた場所での利用が可能であります。通話の機能がありませんので一方通行で、異常のみの通報スイッチということになります。

なお、利用者の負担は、これらはレンタル料金となり、通話可能な本体のみは月額194円、持ち運びができるペンダントタイプは、月額216円、合わせると410円の負担を願うことになってございます。

本町の65歳以上のひとり暮らしの世帯数からして、設置件数が少ないとのご指摘でありましたが、ひとり暮らしの中でも、これは世帯分離の話がありました。世帯分離の中でも、お子さんと同居しているということが当然な訳でありますけれども、そういった中で、いろんな生活態様というのか、様式が様々でありますので、そういったことを考え合わせる

と、実際のうちの高齢者のひとり暮らしということ、子供世帯と一緒に過ごす以外の単独の高齢者世帯からすると、340から370世帯ではないかというふうに見込んでおります。

そういった状況の中で、74件が少ないかどうかということでもありますけども、特にこれは65歳以上の高齢者の数であります。今、65歳の高齢者の中では、携帯電話を持って元気で動いているひとり世帯の方も大勢おりますし、携帯電話を持たずにしても、固定電話で十分対応できる方も大勢いる実態もありますので、74という数字だけ、総体のひとり暮らしから見た74が少ないという設置にはなっていないというふうに考えているところであります。

そして、この緊急通報システムは、それぞれ町内には民生委員さんがいらっしやいまして、それぞれ緊急通報システムを必要なひとり暮らしの高齢者だとか、そういった方に設置を積極的に促しているという状態にあります。また、介護調査員が認定調査の際にもいろいろ緊急通報システムのメリットというんですか、何かあった時にボタンを押すだけで連絡がスムーズにいくというようなことも、必要のある方に説明をするなど、町としても福祉の関係機関の皆さん方と連携をし、しっかり積極的に設置を促しているということでもありますので、その辺おくみ取りいただきたいというふうに思います。

そして、新十津川の場合、特に持ち運びができるペンダントタイプを合わせるように設置をしておりますけれども、これ分離をするような言い方も、選択できるようになっているんです。体がしっかり動ける範囲の中では、費用負担の少ないボタン式だけで最初やって、後ほどペンダントタイプを追加でオプションとして増やせるというふうに、それぞれの体の状況だとかを鑑みて、しっかり緊急通報のシステムを有効的に費用負担も考えて、そういう設置を促しているのが実態でありますので、そのことを考え合せると、今後も引き続き、機械操作やそれぞれの精神だとか、身体機能が衰えた方を中心に、機器設置を推奨していく際に、このペンダントタイプを併設することを更に積極的に勧めて参りたいということをお願い、1番議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 今ほど町長からも答弁いただいたように、民生委員さんとかが中心となって、いろいろこのシステムのご協力をいただけるということ理解できました。

しかしながら、この通報システムできた時に、すぐ設置する時には、まず、ボタン式電池を選んでいたんですけど、だんだん歳をとるにつれて持病が出てきたりだとか、発作が起きてきたりとかする時に、ボタンの所まで行ってボタンを押すことができなくなるので、何か良いそういう方法は、身に付ける物でないだろうかというふうな、そういう高齢者の方も何件か、私のところに声を寄せられてきて、何か良い方法はないだろうかという、そういう感じのことをお聞きになる高齢者の方がいらっしやるんですね。

それで現在、ボタン式の緊急システムを付けていた方でも、ペンダント式にスムーズに移行できる時には、いろいろな手続きとか、そういうのがあるんでしょうか。また、そういうペンダント式に代えるのに制限というか、条件があるんでしょうか。もしそういうことがあればお聞かせ願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 町では、ボタン式の物とペンダント式を最初から設置をできることと、両方選択できるというふうにお話をさせていただきました。後ほど、そういう身体的な機能が衰えた時にペンダントタイプを置いて、例えば、自分のベッドの横だとか、近いところでボタンが押せるという仕組みに追加できるかどうかということでもありますけれども、それはスムーズに追加ができます。

ただ、その設置に関しましては、今、NTTの回線を使っている関係から、その回線に関しては設置の取付費用が多少出てきますから、その取付費用は、本人負担になりますし、そのペンダントタイプの月額のリENTAL料も本人負担になります。そのことをしっかり民生委員さんなり、町の保健福祉課の方に申し出ていただければ、ペンダントタイプが設置可能ですから、もしそういうお困りのある人がいましたら、保健福祉課なり民生委員さんに言っていただければ、しっかり対応させていただくことを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○1番（進藤久美子君） その機種を変更する時に、ある一定の自己負担をしなければならぬということ、今、町長の答弁からお伺いさせていただいたんですが、非課税世帯の高齢者にとって、その金額を一括で支払うことということは、すごい負担になると思われるんですね。それで、機種変更した時の金額を毎月の月々のリース代に上乗せして、高齢者が負担なく支払っていただける金額にする、払い方の方法について、町長はどのようにお考えになっているかお伺いさせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ペンダントタイプを後ほど付けるということになりますと、3千円程度、設置に係る費用がかかります。その費用がたしかにお金ですから高いこととなりますけれども、ペンダントタイプを、例えば、1年間付けている、いないということを考えると月216円。後ほど付けるというのは、今まで負担が少なかったということになりますから、だいたい2,400円くらい年間で、費用負担を抑えた中で緊急のボタンだけの生活が営まれているということになっておりますので、この3千円は、一時ではその3千円のお金でありますけれども、その3千円は決して、町としては一回の捻出では3千円でありまして、それはその費用としては高くないというふうに判断をしておりますので、それは1回でお支払いをしていただきたく、考えているところであります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、杉本初美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 議長のお許しが出ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

運転免許証の自主返納者に対する支援についてです。町長にお伺いいたします。

世の中の動きで、高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納が重要視されています。道新の5月21日から4日間にわたり連載されてました。また、31日、そして6月の3日に、

それぞれ大きく取り上げられまして、その自主返納が懸念、深刻化となっています。

道警の調査によりますと、年間3回以上交通事故を起こした高齢者ドライバーは、2014年、15年の2年間で延べ661人となっています。また、2015年、168件の死亡事故のうち、65歳以上の高齢者ドライバーの原因となるものが、46件ございます。全体の27パーセントになっています。それで各地方の自治体は、独自でいろいろな方法を取組んでおられます。と同時に、バス会社、タクシー会社も後押しに加わっているということでございます。

このように、全国的に問題視されている高齢者ドライバーによる交通事故の防止は、運転免許証の自主返納が効果的と考える。

一方で、本町のような地方の町において、自動車は生活の足であり、自立した生活のために必要な道具であり、危ない運転をしていると認識していても、簡単に手放せるものではございません。

交通事故による被害者、加害者を無くし、安心、安全な町を確立するためには、タクシー運賃の助成やバス利用券の交付など、経済的な後押しで免許証の自主返納を促す仕組みが必要と考える。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、本町の交通事故の状況について申し上げたいというふうに思います。行政報告でも申し上げましたとおり、本町では、この6月1日をもって交通事故死ゼロ1,500日を達成いたしました。このことは、町民の皆様の安全意識と、安全・安心推進協会、とりわけ青色回転灯防犯パトロール隊員23名の皆様、そして交通安全指導員16名の皆様のたゆまぬ努力、そして、それぞれ行政区で子供達を見守りをしていただいている数々の行動が、この成果に表れているというふうに思い、改めて感謝を申し上げる次第であります。

しかし、今ほど2番議員さんの質問の指摘にありましたとおり、全国的に交通事故、とりわけ高齢者の事故が多い実態にありますし、先ほど北海道新聞の毎日のような連載も、私も拝読をさせていただき、それぞれ北海道内の市町村においても、独自の取組みもたくさんしているところも掲載されていたとおりであります。

しかし、町内での死亡事故以外の交通事故は発生をしている状態になっており、昨年は、人身交通事故の発生件数が9件、このうち65歳以上の高齢者が原因者となった事故は3件で、町内の高齢者の免許保有率31.4パーセントでありますけれども、これとほぼ同じ割合という形になってございます。

また、一般的に運動能力の衰えは加齢とともに進んでまいりますので、本町の高齢者においても、事故を起こす前に視力や反射神経の衰えを自覚し、自らの判断で有効期限内に運転免許証を返納することもあり、このことは大変望ましいことでもありまして、2番議員さんと考えを同じくするものでございます。

ちなみに、自主返納した町民の方は、平成26年は3人、平成27年は5人、本年は5月末で4人いらっしゃいます。また、運転を自粛したまま免許証の有効期限を迎える方や、有効期限の満了をもって自動車運転を取りやめる方については、把握できておりませんし、もともと運転免許を持っていない高齢者の方も、町内には数多くいらっしゃいます。

これらのことを総合的に判断をすると、提案のありました、返納した方に対する助成に、いわゆる支援制度を限定すると、有効期限満了による運転取りやめや、もともと免許を持っていない方との間に差が生じるところであります。

したがって、公平を期すためにも、誰もが移動手段として利用できる地域公共交通や高齢者向けの福祉バス、これを町内で運行しておりますので、この制度を活用していただくことをもって、自動車運転を取りやめる動機としていただければと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。以上、2番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（杉本初美君） 運転免許証のある、ないの、それは個人のそれぞれのプロセスだと思いますし、自分自身で考えて返納されたのも、その二つの事が公平性とは別なんじゃないかなと、私は思うんですけどもね。特に過疎地で、生活のため、通院のため、自主返納に踏み切れず、余儀なく続けなければいけない高齢者ドライバーもいます。また、本人にとって重要な尊厳、プライバシーに踏み込めない家族の苦悩も懸念されています。

高齢化が進む中、大切なのは加害者と被害者を出さないということになります。それが掛け替えのない命としましたら、今、自主返納をそっと後押ししたらどうかと思うんですけども、いかがなものでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 2番議員さんの自主返納を後押しするというのか、自主返納を促すということでは同じ考え方であります。ただ、支援の方法が少し違うということでありますけれども、もう一つ、自主返納の話と関連して、道路交通法の状況をちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

免許の更新の時に、75歳以上の高齢者が認知機能検査を受ける義務があります。これ3段階になっておりまして、1番重たいものでは認知症の恐れということが判定されることがあるわけでありますけれども、過去1年間に逆走をしたなどの違反がなければ、この認知症の恐れがあっても、医師の診断は不要で免許が更新されるというのが、今までの仕組みでありました。

そして道交法においても、こうした事態を少しでも防ごうと、来年3月からは改正されて、認知症の恐れと判定された全員は、医師の診断書を義務づけられて、免許が更新できないというような、免許の更新時に自分が交通の足として、住民の足として車を乗っている方が使えない。使いたくても、使えないということがありますが、これは、交通安全上、これは危険な方が運転するということでありますから、これは、ほかの人に逆に危険が及ぼすことがありますから、人身事故だとか、対車同士の事故だとかを起す関係がありますから、この交通法の改正は、極めて時代に合った改正だというふうに考えているところであります。

自主返納は、このようにこの事故防止、いわゆる相手との関係もあります。車、人との関係もありますから、当然、そのように事故を防ぐために自主返納をすることは良いというふうに考えておりますけれども、その支援として、独自に免許証を持っている方だけの

支援を仮にすると、今ある地域公共交通システムだとか、福祉バスを運行しているものの、それぞれが足を引っ張り合って、それぞれが良いシステムになっていかないことが想定されます。

それで、今ある仕組み、地域公共交通、免許証の持っている方も、持っていない方も、年齢にかかわらず乗れる、その地域公共交通の仕組み、それを皆で理解しあって、免許証の有無にかかわらず利用をしていただく。そして、福祉バスも週1回でありますけれども運行しておりますから、今、町内に回っているバスを有効に活用してもらおうことが、免許証の有無にかかわらず、安全で安心なまちづくりの一助になっていくものというふうに考えておりますので、免許返納者だけでの支援ということは、考えていないことを申し上げたいというふうに思っているところであります。以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。再々質問ございますか。

はい、再々質問許します。

○2番（杉本初美君） じゃ、失礼ですけれども、自主返納については、やりたくないということですね。自主返納の支援は、できないということですね。分かりました。

じゃ最後になりますけれども、町長のお話も分かります。でも、何と言ったらいいのかな、公平性を欠くもので、いろいろ町長が述べて下さいましたけれども、公平性を欠くとしたら、これからいろんな改正も取組みも、ちょっと難しくなるんじゃないかなというところもあるんでないかと思えます。

それで、緊急事態が発生する前に、この大地で安心でき、安全に暮らせる町民に手厚い支援を見直していただきたい。高齢者ドライバー、また、取り巻く家族が苦悩から緩和され、輝き合える我が町のために、熊田町長の心を、熱い心を、次回の定例会で冒頭で答弁していただければと考えておるところであります。新たな支援策をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 今、そのご質問に対しては、ここでは答弁いらないということなんですか。ちょっと中身、具体的な部分がちょっと分からないんだけど、せつかくの機会、再々質問という機会を得ているので、ここで町長から答弁をもらうような、そういう趣旨で質問してもらえればと思うんですけども。

いいですか。そしたら、再々質問ということで、町長答弁しますので。

答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 2番議員さん、再々質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

実態として、高齢者を抱えておられる家族の方々の、そういう送迎だとか、いろんなご苦労のある方々もたくさんいらっしゃることは、認識をしております。そういったことから、高齢者の自主返納を促し、そして、自主返納の支援をすることがより良いのではないかと、2番議員さんの考え方の基本なんでないかなというふうに思っております。そのことは、私も同感でありますということをお先ほどから申し上げておりました。ただ、支援のあり方については、今、新十津川の高齢者の65歳以上の方で、免許の持っている人と、持っていない人というのは、かなり持っていない人も数多くいるのが今の実態

です。そのことを考えた時に、確かに車を運転する人が、運転しなくなれば安全なまちづくりにつながるということでもありますけれども、そのことは、確かに重要であります。ただそれに、その方だけに支援をするということが、公平性を欠く懸念がありますということをお伝えしているんですね。

今、町内で運行している地域公共交通の乗合タクシーだとか、乗合ワゴンだとか、そういったものは、全ての人方に有効的に利用をしていただきたいということで運行しているので、その支援が違うタクシーの支援だとかということになると、そのバスだとかワゴンが、人数が少なくなって、利用価値が停滞するということが想定されるので、そのバスを有効的に活用していただきたいというふうに考えているんですね。

そのことを申し上げると、もう一つは、高齢者が、例えば、病院だとか行きたい時に家族がなかなか大変な思いだとか、そういうことがある時には、今年から介護支援のシステムが送迎サービスだとか、そういう介助サービスだとか、そういったものを拡充していくことを今、考えておりますので、そういったものを有効的に活用をしていただきたいというふうに思っております。

ですから一律、免許証を持っている人が返納したから、その人方だけに支援ということではなく、その免許証の有無にかかわらず、町内に住んでいる人方が安心して地域公共交通を使いながら、また、福祉の制度を使いながら、いろんな病院だとか、買い物だとかでできるようにすることが、私の熱い思いであるということをお知らせし、答弁とさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はいそれでは、以上で、2番、杉本初美君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、私の方から2点、一般質問をさせていただきますと思います。

まず1点目ですが、自治会組織、ここでいう自治会組織は、行政区や町内会、そういった組織の加入促進の取組みについて伺いたいというふうに思っております。

我が町の大切なまちづくりの考え方には、みんなで協力しあいながらお互いが助け合う地域づくりとあります。これは、ご存じのように第5次総合計画の、町の将来像の中に出ている言葉でございます。また、本町のまちづくり基本条例も、第2節第14条に、町民の行政区の自治活動に積極的に参加するというふうにも書かれてございます。

そういったことから我が町は、このまちづくりに対しては、こういう自治組織に加盟をして、一緒に地域を作っていくということが第一の考え方で進んできているという中において、昨今、多様な価値観の尊重や個人主義社会が進んできている中で、こういった行政区や町内会など、地域の自治組織への加入をしない方というのが、ちらほら、少しずつ増えてきているというふうに聞いております。

都会では、顕著にこういった現象が起きており、非常に問題化していることは、我が町においても、今後懸念される大きな課題として考えられます。

そこで、我が町の地域の自治組織への参加について、町としてのスタンス、基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほどご指摘のありましたとおり、町にはいろんな計画があり、そして、まちづくり基本条例も町民の総力を挙げて作った大事な条例であります。そういったものの中では、協働のまち、それをしっかり推し進めるということがうたわれており、私も、その協働の町をしっかりと推し進めるためには、今、4番議員さんのご指摘にあった町内会、自治組織が、いわゆる行政区、町内会が活性化することが一番良いことであるということと考えているところでもありますので、自治組織に参加をする、そういうスタンスは同感であるということ、まずもって申し上げたいというふうに思います。

そして、本町の行政区は、町行政の迅速かつ適切な浸透とその能率化を図るとともに、町民の自主的な活動を促進するためを目的として設置をされ、その活動については、行政区長さんが中心となり、それぞれの行政区の区民の皆さん方の総意をもって、今まで脈々と受け継がれてきております。

4番議員さんのご指摘にありますように、北海道内の状況に目を向けてみますと、平成26年度における単位町内会に加入する世帯数の割合は、市が64.8パーセント、町村が82.2パーセントとなっており、5年前も同じような調査をしておりましたので、そこと比べると3.5から4.4ポイント低下をしているということでございます。

その要因としては、新たな通信手段によって、自分が必要とする個人とのつながりや情報収集が容易となり、その結果、地域とのつながりが希薄化傾向にあるものと考えられるところでもあります。

本町における行政区への加入率であります、今現在99.5パーセントと、極めて高い状況になってございます。このことは、地域の皆様のご理解と区長をはじめとする役員や、町内会長のご努力によるものと感謝をするところでもあります。

しかしながら、4番議員さんのご指摘にあったとおり、本町においても、従前は100パーセント加入であったものが、現在は、未加入者の方もいらっしゃっており、少しずつそのことが増加する傾向にあることも否めない状況であるということでもあります。

いつ起こるとも限らない災害に備えるには、自助、共助、公助の考えが大切であり、特に共助は、顔の見える近所づきあいによって効果的な機能を発揮するものというふうに考えているところでもあります。今、少しずつではありますけれども、進みつつある地域とのつながりの希薄化を避けるためには、やっぱり地域が主体となって取り組むことで、顔の見える関係が生まれ、そこから共助の精神が宿るものとして進めていくことが、何より重要であると考えております。

そして、住民が互いに理解を深め、共助の精神が地域住民全体に浸透していくことが、4番議員さんと同じ、望ましく思っているところでもあります。

このことから、町としては、行政区長さんや町内会長さんなどを中心に、平成24年度からまちづくりに関する研修会に参加をしていただき、地域のリーダーとして研鑽を積んでいただいているところでございます。今までに、この4年間で60人の方が参加をしていた

だきましたし、この有用な研修を、更に今後も継続をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、町といたしましても、町内会に加入していただけるよう、町外から転入される際には、行政区、町内会の重要性に理解を求め、加入を進めるスタンスを持っております。このことは、区長さん、町内会長の了解をいただき、個人情報との関係がございまして、了解をいただいて、住民課の窓口で転入があった際には、区長さんと町内会長の名前をお知らせをし、行政区、町内会に加入促進の一助としているところでございます。

これらのことを通じ、自治活動、そして隣近所の顔が見えることで、安全安心な暮らしを共有することが継続し、さらに、その加入率が高まっていくよう行政区とも連携しながら、しっかり共助できる支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上申し上げ、4番議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から、我が町の自治組織の加盟率99.5パーセント、これは本当、先ほど言われていた全道レベルで言うと非常に高いと。これは、我が町にとっては大切な数字だというふうに感じているのと、現実問題100パーセントから、やはり0.5パーセント減少しているということ、この数字よりもむしろ実際に町内会、もしくは区長をやられている方は、もっともっと切実にこの現状を受け止めているような気がするんですね。

先ほど、町長からもお話があったとおり、行政区、町内会が活性化していく。これは非常に大事なことですが、やはり世代が変わって若い人が増えてくると、その考え方もやはり次第が変わっていくのではないかなと、そういう危機感を覚えるのも、私は感じているところです。

今、転入の方に対しては、そういった自治組織への加入を窓口で進めるということで、それを大事にしたスタンスで執り行っているということですが、やはり、こういったまちづくりの基本となる、こういった大切なことというのは、やはりしっかり定期的な状況の把握と、それに応じて、しっかり住民と区長さんとか、町内会長さんも合わせて、一緒に今後の取組みについて考えていく。そういった体制をとっていかなければいけないというふうに思うのと、現在、我が町は、定住促進施策にかなり力を入れております。

先ほど町長からの行政報告では、昨年度64名の方が新十津川町に新しく暮らし始めた。そういったことから、私は、こういう定住促進の施策に対しても、やはり一定の金額を町が補助する意味で、こういった自治組織の加盟というのも一つの条件にすべきではないかというふうに考えますが、町長はどう考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

99.5パーセントのお話をさせていただきました。この数字についても、行政区長さんから聞き取りをさせていただいた数字でございます。そして、この行政区の区長さんが集まる連絡会議の後で、意見交換会が設けられております。その折に、行政区、町内会の未加入の状況等も意見交換をした経緯があるというふうに伺っており、それぞれの行政区にお

ける最重要課題として、それぞれ区長さん、町内会長さんが鋭意取り組まれている状況が、うかがい知れている状況でございます。

このことは、やはり区長さんだとか、町内会長さんが手をこまねると、だんだん未加入率が高くなっていくということではありますが、今の段階では、本当に区長さんと町内会長さん方が隣近所の付き合いを大事にすることをしっかり伝えられていて、この0.5パーセントという数字は、本当に100に、ゼロにしたいわけでありましてけれども、これは区長さんと町内会長さんのご努力のおかげだということを、改めて申し上げたいというふうに思っているところであります。

ですが、これが更に町内会の加入率、行政区の加入率が高まるように、それぞれ鋭意努力をしなければならないというふうに考えております。このことについては、町が直接的にはなかなか行政区の加入に手を出しづらいというのか、行政区の隣近所の関係があるものですから、行政区長さんに手を煩わして大変恐縮ではありますけれども、区長さん、町内会長さんによる加入を、今後も継続していただきたいということでございます。

それからもう1点。定住促進による転入者への理解なり、それなりの何か対応はという意味なのかというふうに考えておりますけれども、まずは定住促進については、新十津川に定住をしていただきたいと。そして新十津川に住んでみたいという、そういう思いを大事にしていきたいというふうに考えております。そして隣近所、いわゆる町内会なり、この新十津川ならではの、この安心して住める環境が良くて定住をしたんだという方の声も、私は伺っております。いわゆる、都会的ではなく、隣近所の声の掛け合う、この町が良く、宅地を見た時に、隣近所の方から声を掛けられて、住みやすい所ですよ。そして気軽に声の掛け合える場所であるというふうに認識された方もいらっしゃいます。

ただ、すべてがそうであるかということまでは、今の時点では調査はしておりませんが、この0.5パーセント。いわゆる未加入の方がいるのは事実でありまして、今、この新築の中で、例えば、定住促進の助成を受けた方で、何人、行政区、町内会に未加入の方がいるかということでは、何人かはいらっしゃるだろうなというふうには肌で感じておりますけれども、まったくいないということではないということも事実かと思っております、そういった意味からですね。

ですが、先ほど申し上げたとおり、窓口で新十津川に転入した方、これは定住の方も、そうでなく転入の方も、すべて町内に入ってもらうように促し、理解をしていただけるように窓口で進めているところでございます。

今、さらに、行政区の方からそういうお声もいただいていることから、住民課の窓口で、さらに行政区の共通した加入促進のチラシ、そういった物を作りながら、より新十津川にある行政区活動、町内会活動が活性化、活発化するように促していきたいということを申し上げ、お答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 自治組織の加盟については、やはり任意の団体でありますので、なかなか行政側から強制することができないというのは、非常に私も理解できる話なんです。

ただ、今言ったように社会的な減少、また、価値観が違ってくる中で、やはり町として

のスタンスというものを明確に、施策に投じていかないと、なかなか行政区長、自治組織だけではなかなか対応しきれない事態に、今後陥っていくのではないかなという心配があります。

現に、昨年、町の方で町内会の活動について調査をしていただきました。先ほど住民課長の方から、この結果について、ちょっといただいて内容を見させていただいたんですが、やはり高齢化等もあって、すでに何もしていない町内会もあると。何もしていないから町内会費もとっていないよという町内会もあれば、新興住宅街で、若い人が多いから、全く町内会の行事はしていませんよとか。アパートや団地で、町内会としての行事は一切行っていないというような、町内会の現状が少しずつ見えてきているんですね。

そういった中で、やはり住民の方がこういった自治組織に加盟していけない状況というにも、実際に少しずつ表れてきているんですね。

そういったことから、やはり今後、実際に加盟しない方が行政区に出てきて、そして区長さん、町内会長さんが困ったなど言った時に、今後町としては、こういったバックアップをしていくのか。

また、2番目の質問でお願いをしたのは、定住促進の補助に対して、こういったところを自治組織に積極的に加盟してくださいよということ、また一つの条件にしてはどうかということも、先ほどの質問で申したのですが、その辺の具体的な町としての加入促進に向けての実効性のあるバックアップとして、町長はどのようにお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 非常に難しい質問の趣旨だというふうに思っております。町としては、このまずバックアップの体制でありますけれども、それぞれ行政区にサポーター職員を3名、それぞれ行政区に配置をしております。そこで行政区の実態だとかは相談を受けて、そして行政区の窓口である住民課にもつなぎながら、そういった活動が、さらに停滞することのないように進めていきたいと、今も進めている段階であります。

そのことは、先ほども少し行政区の連絡会議の後に意見交換会があり、行政区のそれぞれの実態等も聞きながら、そして町内会の活動が、より活性化、活発化することによって、住んでいて楽しく、生きがいのある生活にも結び付けていきたいというふうに考えております。

ある行政区では、町内会の活発化、活性化のために、行政区から町内会に一部費用を助成して、町内会の活動を支援をする。そういう行政区もあるというふうに伺っているところであります。それは、行政区それぞれの取組みの方法だというふうに考えており、そういったことも含めて、行政区の区長さんの中で意見交換をし、そういう支援がうまくいくことによって町内会が活性化をしている所もありますし、ただ、独身だけの、いわゆる単身者というのですかね、そういった方のアパートだけの町内会もありますので、そういったそれぞれの状況に応じながら、新十津川にしっかり長い間住んでいただける。特にそういった方々の隣近所の付き合いは、極めて継続していくことが大事だというふうに思っておりますので、これからもしっかり継続をしていきたいと思っております。

以前、ちょっと話は関連するがちょっと反れるかは別でありますけれども、子供会の加

入率が停滞をしているという話がありました。そういう部分でも、将来を見据えた時には、そのことがいわゆる悪影響ですかね、町内会の活動なり行政区の活動なり、そういうことが懸念される部分があったり、役員のなり手不足、そういったものもないわけではない訳ではありますが、この若い時代は、子供をしっかりと育てる環境ということ、隣近所の方々が支援をして、町内会なり、行政区の活動が円滑にできる、そういう温かみのある行政区なり、町内会があって、そのことを感じていただきながら成長するというのか、年代を重ねた時に、自分のそれぞれの役割として町内会なり、行政区の役員なり、そして隣近所の付き合いが良い意味での構築のできる、そういう仕組み作りにも、しっかりサポーターなりが行っている状況の中で、サポートをしていきたいというふうに考えているところがあります。

もう1点の定住の補助の関係であります。条件を付けるかどうかというご質問の内容かなというふうに思いますけれども、この行政の関係、いわゆる町の条件の中に、行政区だとか町内会の条件は、条例なり、何かの形の中では、条件は付すことはできないことは、先ほどの質問の趣旨からご理解をしていただけるのかなというふうに思いますので、条件は付けることはできないのが実態であります。もう一つ、先ほど言いましたんで、住民課の方で、更に加入促進ができるように、しっかり取り進めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは小玉議員の質問はもう1点残っておりますけれども、ちょっと長くなりそうなので、ここで水を差すわけではないですけれども、2時20分まで休憩いたします。

その後、引き続き、小玉君の質問ということになります。

(午後2時09分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時20分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

小玉君、二つ目の質問の発言を願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは二つ目の質問の方に移りたいと思います。二つ目の質問ですが、高齢者等の暮らしやすいまちづくりについて、ご質問したと思います。

我が町には、平成15年に策定された都市計画マスタープランという計画があります。この計画については、将来の都市像ということで、その一つに、年をとっても住んでいたいまちづくりに向け、安心、快適で分かりやすい生活環境というのが一つの目的になっております。

このマスタープランは、平成15年に策定されて、計画期間は20年という定めを持っております。ですから今年、平成28年ということは、もうすでに13年を経過し、残りあと7年という形になっております。

このマスタープランについての現状と、今後の取組みについて、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんの二つ目のご質問にお答えをさせていただきます。今ほど4番議員さんのご質問の中にありましたけれども、答弁の前に少しく都市計画マスタープランについて説明をさせていただきたいというふうに思います。

都市計画マスタープランとは、市町村がその創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定めた、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、都市計画区域を持っている市町村は、都市計画法の規定でプランの策定が義務づけられているところでもあります。

このようなことから、本町も策定に当たり、町民の方々から町の将来像に関し、広く多様な意見やアイデアを反映させるため、住民参加によるワークショップを4回開催した後、策定部会、策定委員会を経て原案を策定させていただいたところでもあります。

先月、4番議員さんにも新十津川町都市計画審議会委員の委嘱状を交付させていただいたところでもありますけれども、先ほど申し上げました原案を町都市計画審議会で審議していただき、平成15年度に策定していることも申し添えさせていただきたいと思います。

具体的な内容は、土地利用の方法や都市施設の整備方針等の計画であり、この計画に基づく規制、誘導を図るとともに、整備、維持、保全をしながら、概ね、今ほど質問の趣旨にありましており、20年先の安心で住みよい町を作りあげていくことを目標としているところでもあります。

少しく前置きが長くなりましたけれども、質問にありますプランの現状と、今後の取組みにつきましては、策定当時、町の最上位計画であります第4次総合計画が既に策定されておりましたので、この計画にリンクした内容であり、個々の事業名は申し上げませんが、その目標実現に向け鋭意取り組んでまいったところでありまして、一定の成果は上がっているものと考えております。

現在、町の総合計画は第5次を迎えておりますが、今後も町民が安心して住み続けられるよう、従前同様計画の目標実現に向けて取り組んでまいるところであります。なお、策定時から13年が経過しておりまして、その当時との状況に変化が生じているとともに、第5次総合計画や昨年策定いたしました総合戦略・人口ビジョンと整合が図られていないため、次期町総合計画策定時に合わせ、都市計画マスタープランも見直しを図らなければならないと考えていることを申し上げまして、4番議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から、都市計画マスタープランの概要について、ご説明があった中に、やはり都市計画区域をきめ細かく定めて、住民の方が安心して住めるようなプラン、将来像を町民の皆さんと作ったということでお話がありました。

1点ですね、このプランと合わせて、現状のちょっとお話をさせていただきたいというふうに思うのですが、一つ文京区の例をちょっとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

文京区には、公営住宅文京団地があります。ここに暮らしている方々というのは、少し

ずつ高齢化も進んできておりますが、あの団地に暮らしている方が、実際に空知中央病院だとか駅周辺、また、農協や役場など町の中心地に行くには、踏切を渡って西1線通に出るか、もしくは文京1条通に出て久保田組の前から回るか、いずれにしても大回りをして移動しなければならないというような、非常に不便な状況になっております。

現に、新しく文京団地に住まわれた方からも、こんなに不便だとは思わなかったというような声も聞かさせていただいております。そのため、住民の方々は苦肉の策で、線路脇の林を抜けて中央病院の裏側に出ってしまう道。また、冬はそこが通れないので、農協倉庫の敷地の淵を通過して、そして、町の方に出ていくというような現状があります。

これは非常に危険性も伴うことですし、実際にここを通過してはいけませんよという看板も立ててあるんです。ただ、やはり目の前に見える空知中央病院に向かうにあたり、やっぱり高齢者等にとっては、大回りをして行くということがものすごく苦痛だったりするというのが、今の現状であるというふうに感じております。安全面からも、決して都市計画マスタープランに記載されている内容が実現できているとは思えない状況。先ほど町長も、13年経過し、町の状況が大分変化してきていると。そういった中で、プランを見直さなければいけないという言葉もありましたが、こういった文京の一例、こういった現状に対して、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず都市計画マスタープランにおいて、新十津川駅周辺には空知中央病院とケアハウスがあり、計画の中では医療福祉ゾーンとなっております。そのことも質問にあったかと思いますが、これは札沼線から東側の部分を言っておりまして、行政区は文京区の中にありますけれども、地理的には札沼線から東側の部分を指しているということ、ちょっと確認の意味で申し添えさせていただきますというふうに思います。

質問の中で、文京団地の方が線路を通過して中央病院側に行かれるという実態でありますけれども、徒歩で移動する場合、どうしても近道をしたいという心理が働くというのは人間の性であって、そういったことから、そういう行動があるのではないかというふうに思います。線路があるということは、やはりその通れるところは踏切だけありますので、その危険なところを通るということは、先ほどの2番議員さんの質問にあったように、高齢者の交通事故なり鉄道事故、そういったものの恐れが発生するということになります。今、1往復しか通っていないといっても、その1往復の管理のための路線の維持の確認の車両も通ったりすることもありますから、そこは、絶対通らないでいただきたいというふうに思います。

文京団地の建設当時の背景からすると、青葉団地から建て替えて移住した方が多くて、当時、青葉団地に住んでいた方は、飯田商店が近くにあって非常に至近の距離で利用しやすかった。文京団地に入った時には、かなり遠回りをして農協だとか三枝商店に、遠回りというんですか、距離が遠くなったというような話は、私も当時から伺っていたことはありますけれども、そのことは、場所の変更ということでもありますから、このことがどうしても不便だということは、距離が遠くなったので、これはやむを得ないことなんです。同じ距離の中で建て替えることは当時はできなかったことから、建て替えて文京団

地にいったわけでありますから。反面、住宅環境は非常に良くなったということもありますので、住宅環境の良さと距離感の方でと、プラスとマイナスの部分はある実態はやむを得ないということで理解をしていただきたいというふうに思います。実態としては遠くなっているのは事実であります。そのことは事実でありますけれども、事故のないようにしっかり公道を通過して、車道を通って必要な場所に行っていたいただきたいということが、私が望んでいることでもありますので、そのことを申し上げ線路を渡ることのない、遠い場所は遠回りしてでも安全を守る、それが一番だということを申し上げ、お答えをさせていただきたいというふうに思います。以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど文京区の一例に対して、線路は絶対通らないで欲しいということ。これは、実際に通ってしまっている住んでいる方も、ここは通っちゃいけないということは分かっている、おそらく通っているんだと思うんです。

ただ、目の前にあることであるし、やっぱり足腰が弱くなってきたり、また、高齢者だけではなくて、やっぱりお子さんを持つ、子供を持ったお母さんとか、障害のある方、そういった方達のことを考えても、やはり線路を通らずに大回りして行きましょうということが、果たして今後、どのような変化が生じるかというのは、非常に難しいところかなというふうに感じております。

また、線路があるためということではありますが、本町としてもこの路線は、何とか残していこうというプランでありますから、ですから、線路が無くなったら道を作るよということも言えなのは分かっているんですね。

そういった中で、やっぱり今後、いま一度、町は高齢化に向かってきています。そういった中で、文京の一例を言いましたが、文京だけではなくて、ほかの地域にもこういった事例がもしかしたらあるかもしれない。そういう意味では、都市計画マスタープランを立てて20年経ちますのを待つ前に、やはり状況をしっかり定期的にモニタリングを行って、定期的に住民の声を聞いて、これ策定する時も、先ほど町長からお話があったように、公募でまちづくりパートナーを募集して、非常に意見をもらって作ったという経緯があると思うんですね。そういったことで、やはりローリングをしていながら、町の計画を見直していくということが大事なんじゃないかなというふうに感じております。

今すぐにこの線路に対する文京団地の一例の解決策というのは難しいのかもしれませんが、現に、やはり危険性を伴うものであったり、農協という私有地を通過してしまうという部分を実際にもう起こってしまっているということを、町はやはり受け止めていただいて、何らかの策を練っていただくのと、いち早くこのマスタープランの見直しと、それと具体的な施策について、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

町長の最後のお考えをよろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それではお答えをさせていただきたいというふうに思います。

都市計画マスタープランを策定してから、かなりな年数が経ったのでモニタリング、見直しをすべきであるというふうな趣旨であったというふうに思います。

先ほど冒頭の質問の回答でお答え申し上げましたとおり、都市計画審議会の委員は議会議員も含め、行政区の代表の皆さん方だとか、商工の代表の皆さん方を委員に指名をさせていただいております。文京のこの一例を挙げても、今、4番議員さんの指摘のとおり、年数が経過したことから、現実にはちょっと実態とそぐわない点がございまして。そして、都市計画の認定の街路認定も町内でいろいろさせていただいております。その街路認定も、当時の状況と今の人口の減少だとか、地域の住宅の配置だとか、いろんな形状が変わってたり、今後、安全安心なまちづくりを進めるために、丘陵堤の整備も今、予定をしている所もございまして。それは橋本方面でありますけれども、そういったところを考え合すると、また土地の形状だとか道路だとか、そういった部分も十分変更をすべく、時勢に合った計画にしていかなければならないというふうに考えているところであります。

ただ、対応の仕方として、今すぐモニタリング、そして見直しということではなく、今、都市計画審議会の委員の皆さん方に手数を煩わしながら、今の予定では来年以降になるというふうに考えておりますけれども、そういった町の状況を説明し、今後どのような計画の方向性にもっていくかを都市計画審議会の委員の皆さん方に、いろいろ下地、素地をいろいろ練っていただき、その策定をする前の段階で、次の第6次の総合計画の前の段階で、この都市計画のマスタープランを見直しをするということが一番最初に申し上げたつもりでありますけれども、その第6次の総合計画と整合性をもった都市計画のマスタープランとして整えるべく、そういうことを町民の皆さん方の声を十分聴いて、この計画づくりをしっかりとしていきたいというふうに考えておりますので、今しばらくは、ちょっとこの状況のまま、今現在の第5次の総合計画、そして総合戦略、そういったものを基に都市計画の計画を進展をさせていただきながら、第6次の計画を作る際に、しっかりと見直しをして進めてまいりたいことを申し上げたいというふうに思います。

それから、この町の実態として文京の例が挙げられましたけれども、文京だけでない例があるということは、橋本地域にも現在見受けられたりしますので、そういったものは、この際に、いろいろ声を聴きながら、しっかりと対応させていただきたいことを申し上げ、お答えとさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再々質問も終わりましたので、以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に5番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは議長の許可をいただきましたので、私の質問をしたいと思っております。

直売所の設置実現に向けて、町の関わりをどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

まず平成27年の12月9日の定例会で、総合戦略の中で農産物直売所の設置について、町長は、基幹産業の発展と農業後継者の支援と地産地消に結びつくなど、多くの答弁をいただきました。大変丁寧な説明と答弁だったと思っております。

そしてまた、平成28年第1回定例会に、中小企業者応援条例の中で農産物を販売する目的の店舗の整備など、実現に向けた取組みも予算の中で決定をされました。

このことで、直売所の設置については、町内のそういう思いを持っている人たちが一歩

前に前進したのではないかなと、そのように思っております。そうした動きも町内では見えているんだよということも聞いております。

町民の非常に関心の深いところであり、町は設置に向けて今後どのようにこの指導的な立場をとっていくのかということ、まず、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど、昨年12月の定例会の後、いろんな農業、そして商業と関連しながら振興発展をするため、どのようにすべきかというご質問にお答えをさせていただき経緯を、5番議員さんから説明をいただきました。

そして本年、第1回の定例議会において新十津川町中小企業者応援条例を制定し、農産物の直売所を新築した場合には、最大500万円の補助、地場産品を開発した場合は、最大100万円の補助をするなど、新たな支援制度を構築をさせていただいたところであります。

今後、これらの制度を広く周知し、多くの皆様に活用していただくことにより、町の商工業と農業の発展につながることを、強く期待をしているところであります。このことについては、広報でも周知をさせていただいているところであります。

さて、農産物の直売所設置の具体的な計画で、どのように町が関わっていくのかということでございますが、まず、新聞等でご案内のとおり、今、渡辺鉄工所の跡地にゆめのむらの建設事業が取り沙汰されており、そこで町内の農産物や特産品の販売をする施設の設置も計画されていると伺っておりますし、また、町内の各地域で、この直売所とリンクをしたいいろんな施設を整備したいという意向も伺っているところであります。

とりわけ、民間主導で今、設置の計画をしておりますゆめのむらは、来年の7月オープンの予定というふうに伺っており、町の観光振興や経済の活性化につながるものと大いに期待をしているところでございます。

農産物直売所においては、農協のほか個々の農家が連携、協力をし、安全で安心な農産物を豊富に取り揃え、安定的に供給する必要があるものと思っておりますし、農産物のほかにも、本町の農産物を利用した加工品や母村十津川村の特産品など、年間を通じて販売できる品物を取り揃える必要があるものと考えております。町としましては、町の農産物や特産品をPRできる絶好の機会と捉え、消費者のニーズに合った品物を提供できるように、供給体制の確立に向けて、関係者と調整を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、昨年から本町に来ていただいております地域おこし協力隊は、野菜を生産している農家や農産物の加工製造している方々と情報の交換をしておりますので、地域おこし協力隊の斬新なアイデアも取り入れながら、一緒に執り進めていくことが、なお良い施設整備になっていくものと考えております。

さらには、今年から日本ハムファイターズとのパートナー協定により、札幌ドームの試合に副賞として、新十津川産の特別栽培米のゆめぴりかを提供しております。札幌ドームのオーロラビジョンに本町のお米が大きく映し出され、多くの観客に見ていただいている

ところであります。このように新十津川の農産物の認知度を高める取組みと並行しながら、農産物直売所の設置に向けて、町がしっかりコーディネーター役として積極的に支援に関わっていきたいことを申し上げ、5番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（白石昇君） ただ今の答弁で、私が少し心配をしていた部分というのは、ある一程度クリアができたのかなとは思っております。

総合戦略の中で直売所を設置と。中小企業者が応援制度の中で制度ということが、少し表面だけを見比べると、ちょっとずれがあるのかなと、足りない部分があるのかなという感じがするわけなんです。

町長の農業の振興と基幹産業の発展と地産地消という、そういう部分と、中小企業の応援制度の中の農業者とか生産者という顔が、この書類の中では見えてこないんですね。行政というのは、書いてないものは無いという一つの原則があります。だから、ここに原則が無いということは、ある意味で農業者がどっかに置き忘れてしまったんじゃないかなという、そういう気が実は、私はしていたわけなんです。

そこのところ辺の整合性をどうとっていくのか。そして、今まで私もいろんなことで観光だとかブランド事業だとか、それから観光協会に入ったりとか、いろんなことでなかなか全てを結びつけるにはどうしたらいいかということに、大変難しいテーマだということは十分わかっておりますけれども、そこのところクリアしていかなければ、直売所とか、あるいはそういった部分のたぐいというものは、しっかりしたものにならないのではないかなと感じているわけなんです。

夢とか思いだけで物を作ったけれども、そこに実際に物が集まらなかったら、その一番大事な消費者がそこに来た時に、ああ、今日も何も無かったって帰るような、そういう直売所を作ってしまったら、まず第一段階でアウトになるわけなんです。

だから、そこのところをいかに物を作る人達をどれだけ多く参画を、どういう形であるかということが一番大切なことなので、今後、こういう直売所の関わりを町が十分に持っていて、その部分をしっかりとクリアをしていっていただきたいと、そのことをお願いを申し上げます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 質問は、生産者がどう関わるかということでしょうか。

答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 応援条例は、農業者の複数なもの、さらには商工業者とリンクしたり、共にという部分でもできますし、今言っているゆめのむらというふうに、新たな会社組織でやることも、それぞれでき得る状態になっております。

そういう農産物を販売したいと、売ってみたいと、さらには、どのようにして調整できるかという、そういう考えのある方がいたら、やっぱり産業課の方で一番窓口となって、農産物の旬の時期、そしていろんなものを一人では一年間の通じる中では一月だとか二月の場合があるかもしれません。それが、複数の人が重なることによって、半年から八か月になるだとか、いろんなことが考えられますし、そのほかの部分についても、まだ農協とも打ち合わせ協議、これからしなければなりませんけれども、そういう大きな所に入って

もらったり、商工業者が入ってもらったり、そういった方々によって、年間通していろいろな新十津川に関わりのある物、そして加工製品だとか、今の新たな6次産品だとか、そういったものを見出しただけならば、そういった物をうまく総合的に売ることが、新十津川に来ておいしい、そして安全な農産物の直売につながっていくということで考えておりますので、そういったことの望ましい、そういう直売所の建設に向けてしっかり町の方でコーディネートをして、設置に向けてはより良いものをしっかりできるように支援をしていきたいことを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（白石昇君） 再々質問ということではないと思いますがけれども、まず最初にご答弁をいただきました、関係者と調整を進めるということ。そして、そのことによってしっかりとコーディネートをしていくということ。これ直売所というのは、なかなかいろんなものが考えられて、なかなか難しんで、そこら辺の調整をしっかりと意見を出し合った形の中で、まずそういう場所を作るということから始めなければならないと思いますので、どうぞその点、初めての夢の実現でございます。どうぞ力いっぱい言うべきことはきちんと行って、お金も出すけど、口も出すという、そういうスタンスの中でしっかりとしたものを作っていただきたいと思います。

私の再々質問という答弁はいりませんから、どうぞよろしく願いをいたしますということで締めくくりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、白石昇君の一般質問を終わります。

次に、6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

1問目は、観光事業の振興について、町長に質問をさせていただきます。

本町の観光事業は、従来から温泉施設を核としたふるさと公園周辺への集客と、ふるさとまつり、雪まつり等のイベントの開催を主に行われてきました。

昨年は、外国人留学生を招き、本町を観光していただきながら新たな視点での観光資源を発掘してもらうという事業を行い、さらに今年は、大学との連携で、テーマを食、食べ物ですね、食に特化した観光資源発掘事業を行うとしています。

本町の観光振興について考えるとき、町長は町内外に広く発信していきたい本町の魅力、これこそが本町らしい、新十津川らしい魅力であるというものを、何だと捉えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

非常に大きな質問の要旨で、どのように答えていいのか、ちょっと答えがマッチするかどうか不安の部分がありますけれども、お聞き及びいただきたいと思いますというふうに思います。

現在、本町の観光振興につきましては、今ほど6番議員さんの質問にありましたとおり、

様々な観光資源を活用した中で進めております。まず、町の観光資源といたしましては、本町の観光の拠点でありますふるさと公園内のスポーツ施設、体験施設、温泉施設。また、おいしいお米をはじめとする各種農産物、加工品、金滴などの特産品、ふるさとまつりなどの各種イベント、札沼線新十津川駅など、様々なものがあります。また、しんとつかわで心呼吸。推進協議会の皆様の格別なご協力により、受け入れをしていただいております農業、農村体験も本町の素晴らしい観光資源の一つであると考えております。

いずれの観光資源も、それぞれ魅力のあるものでありますので、それぞれの特徴を最大限にいかした中で連携を図りながら、観光客の誘致に結びつけていきたいと考えているところでもあります。

また、今ほど質問の趣旨にありましたとおり、昨年、新十津川の新たな観光資源の発掘ということから、北大の留学生にいろいろ発掘事業をしていただきました。今年は、食をテーマにして新十津川の食材と学生達のアイデアが結びついて、新たな観光資源につながるレシピの考案に期待をしているところでもあります。

これら観光資源を活用し観光客の誘致を図っていくためには、その情報を内外へ広く発信することが大変重要であると考えておりますし、新十津川のありのままの風景や歴史、産業など魅力あるこの観光資源もあるというふうに聞いておりますし、町のPRキャラクターとつかわこめぞーの出演の機会を増やすとともに、近年、情報発信の有効なツールとなっておりますソーシャルネットワークなども活用しながら、さらに情報発信の強化を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

本町のまちの魅力は、これというように限定をすることは非常に難しいわけでありまして。それぞれが町にある魅力であったり、特性であるというふうに考えております。

特に、「しんとつかわで心呼吸。」というキャッチフレーズにありますように、町の豊かな自然環境ときれいな空気の中でリフレッシュしていただけるよう、地域資源を活かしながら、農村、食の魅力をアピールし、本町の観光振興を図ってまいりたいと考えていることを申し上げまして、6番議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今の町長のご答弁の中では、様々な観光資源がありますが、連携を図り、観光客を取り込んでいくというご答弁をいただきました。

その中でもありのままの風景も観光資源の大事な一つであること。豊かな自然環境でリフレッシュをしていただくというのは、やはり新十津川に来ていただく価値があるものだと思っております。

再質問は、文化活動を観光資源とすることについて、伺いたいと思います。

本町は、由緒ある歴史とともに発展をしてきました。全国的にも珍しい成り立ちを持った町です。歴史そのものが財産であると思います。郷土芸能である十津川大踊りや獅子神楽など、文化遺産といえる文化活動も素晴らしい価値のある観光資源となる可能性を秘めているのではないかなというふうに考えます。

形ある文化財は、新十津川物語記念館、大変素晴らしい設備で整っておりますが、そういった記念館ですとか、郷土資料館で目にする機会がありますけれども、無形の文化財、文化活動、今申し上げましたように獅子神楽ですとか、そういったものをそういう文化活

動に触れる機会も併せて観光コースに組み込むなどして、観光施策に含めていくということについてはいかがでしょうか。

わりと観光施設のコースはありますが、なかなか普段は目にすることのできない獅子神楽ですとか、そういったことを披露していただく機会も組み込んでいって、本町の歴史とともに、本町らしい、ほかの町には無いものを売り出せる機会になるのではないかと思います。それについてはどのようにお考えになりますか、お伺いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほどの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

新十津川には、いろんな魅力があるというふうに最初お答えをさせていただきましたとおり、新十津川の歴史財産には、有形、無形のものがあり、まず有形のものについては、新十津川神社、出雲大社、金滴酒造、開拓記念館など、歴史のある建物があります。無形のものは、今ほどご指摘にありましたとおり、獅子神楽、大踊り、さらには、この団体移住によって開かれた町、そのものが無形であるというふうに考えており、この特異な開拓の歴史、その歴史に根ざした文化が今言った大踊りだとか、獅子神楽につながっているものというふうに考えているところであります。

さらには、本町の開町100年の際に、新十津川物語という川村たかし先生の著書が完成し、NHKのスペシャルドラマが放映され、全国にアピールをされたところでもございます。

これら歴史に関する財産を利用した観光振興の可能性は、これから有用であると考えておりますし、従前から開拓記念館、そして新十津川物語記念館を活用しながら、情報発信もさせていただいているところであります。

この新十津川の開拓の当初、1人5町歩の当せん地を受けて、そして、道路が整備されました。この開拓当時の道路は、そのままなんですね。ひとつ、この歴史の道路ということで文化遺産になるのではないかという、そういう助言もあったわけでありまして。この道路自体が、今は舗装になっておりますけれども、開拓当時の同じ碁盤の目の道路は、ほとんど開拓当時と同じ訳です。この新十津川の歴史というものは、先人の方が、この八軒の道路幅をしっかり構築をしてくれて、町道整備が円滑にできて、今、舗装道路になっている、この道路網自体が本当に有用な財産であるし、この植民地区画をした北海道の第1号、これは新十津川なわけでありまして。

そういったことも含めて、新十津川には今ほど言った無形、有形の財産がたくさんあって、これをどのように皆さん方と連携しながら新十津川の歴史を周知したり、この自然の今の農村風景、これが維持されているのかということも大事な景観であったり、財産であったりするというふうに思っていますので、今、6番議員さんの質問の歴史のある有形、無形問わず、そういったものを大事に発信をしていければというふうに考えているところであります。

今後もこの歴史について、さらに観光と、更にリンクしながらPRをしていきたいことを申し上げ、お答えとさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 今ほどの町長のご答弁を伺いますと、町長のお考えも大変、私と同じ、同じと言うと大変失礼な言い方ですが、同じ思いを抱いていらっしゃるということは感じ取ったわけでございます。

やはり観光客のリピーターを増やすということは、いったん来ていただいて十津川でおいしい物を食べていただいて、綺麗な風景を見ていただいて、帰っていただくというよりは、まだ何かあるぞ、次は、こんな物があるということをやはり楽しみに何度も足を運んでいただくことが大事だと思いますし、それが新十津川に対する思いといたしますか、ほかの方にもそういった思いを引き継いでいていただくこととなりますので、ぜひ、有形、無形に関わらず、そういった文化活動も観光の一つとして、広く発信していただきたいというふうに思います。

再々質問ですが、ふるさと納税の寄附金を活用した観光事業について伺いたいと思います。

昨年1年間にふるさと納税で寄せられた寄附金の合計は、8,140万1,600円にもなりました。寄附をする際に指定をされる人は、4項目あります。子どもの健全育成、環境保全、観光事業の振興、終着駅周辺の整備ということで寄附が寄せられました。この寄附金の活用先について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

観光とも重なっておりますので、お聞きするのですが、本町には、世界で活躍される著名な彫刻家、五十嵐威暢氏のギャラリーかぜのびがあります。ここに寄附金を充当して、観光客を誘導する取組みを考えてはいかがでしょうかというのが、再々質問の内容です。

かぜのびへの入込数を見ますと、大変もったいない現状にあります。かぜのびは、社会教育施設でありますので、観光事業を用途とする寄附金の充当は難しいですけれども、市街地から吉野地区までの道というのは、四季の移り変わりを実感できる美しい農村風景、里山の魅力にあふれておりますし、最初の質問の際に町長がお答えになりました、ありのままの風景、豊かな自然ということが魅力にあふれております。リピーターの確保が期待できる観光コースだとも思います。

そこに、それぞれのこの寄附金をうまく活用して、かぜのび自体には行政が直接運営に関わることはできませんけれども、かぜのび周辺を整備して、かぜのびへの集客を図って、この美しい吉野の地区、こちらの方へ町外の観光客を誘導するような取組みを提案したいと思いますが、町長はこのことについてどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

ふるさと納税の活用を、かぜのびの周辺整備に使ってはどうかという趣旨かというふうに思います。まず、かぜのびの関係について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今年の第1回定例会においても、かぜのびの指定管理者、さらに5年間継続させていただくように議決をいただいたところでございます。そして、旧吉野小学校の体育館の屋根が傷んでいることから、その屋根の改修費については、今年予算をして、今、改修の最後

の段階になっているということは、ご承知おきのとおりでというふうに思います。

また、施設の周辺の維持管理についても、地域の皆さん方のご協力をいただき、草刈りだとか害虫の防除もしていただいているところでございます。

今年は指定管理者の方で、集客の取組みとして、ちょっとお答えする前に情報として伝えたいわけでありまして、7月の8日から10日までイベントを計画しておりまして、特に7月の10日は、かぜのびで音楽の演奏会、こもれびコンサートということも計画をしております。これは、体育館の中にこもれびを完全に設置をする予定で、今取り運んでいる関係から、こもれびの設置完成と合わせた演奏会ということ、今、計画立てていただいているところであります。

これらのことも含めながら、かぜのびの利用については、ふるさと公園にある宿泊施設とも連携協議をしていただいた経緯もあつたり、情報交換も今年した内容になってございますので、そういった町内のサライだとかグリーンパークに宿泊した人が、さらに足を延ばして町にある文化施設に楽しんでもらう、そういったことも工夫できるように、利用促進に向けた取組みもこれから進めていこうというふうに、お互いに協力し合う体制が整いつつある状況になってございます。

かぜのびの周辺環境の整備をとということの趣旨が、ちょっと食い違っているかもしれませんが、今、かぜのびの周辺環境、外回りについては、閉校記念碑というんですかね、103年の歴史を持つ吉野小学校を閉校した時の記念碑が外にあります。これは額縁になっております。その額縁は、額縁から見る徳富区の自然な山林、さらには、自然な田園風景が映って、それが美しいというような形で考えた記念碑にもなっているところでございまして、今の状況の中では、この自然の中にあるかぜのび、これが文化と自然がマッチしている状況というふうに指定管理者、さらには五十嵐先生ともそういう話をさせていただき、特に手を加えることには、今の段階では考えておりませんが、その環境整備という意味で、どういう意味で6番議員さんが質問したかという部分では、ちょっとくみ取れなかったもので、今の自然を活かした中のかぜのびという中では、自然を損なわず、今の状況の中でゆっくりと徳富区にあるかぜのびでくつろいでもらいたいということが、外回りの状況になっていることを申し上げ、お答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再々質問が終わりましたので、二つ目の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 2問目は、雇用確保に向けた具体的な政策。雇用現場の人材確保に向けた取組みについて、町長に質問をさせていただきます。

政府が目指す地方創生は、新たに地方への人の流れを創出することを目指しています。地方に仕事を作り、地方経済を進行し、もう一度未来を担う若い人が地元で職を得て、安心して働き豊かに暮らせるようにしようとするものです。併せて、地方の人口減少に歯止めをかける一連の政策です。

その政策の一つに、雇用の創出が挙げられています。本町においては、企業振興促進事業の拡大や中小企業応援条例の制定、新規就農の推進など、雇用の場の創出に取り組んでいますが、医療や福祉の現場では、人材が集まらないという全国的にもある傾向を考えると、雇用の創出にとどまらず、もっと強力で雇用の確保に向けた政策が求められると考

えます。少子高齢化が進む本町としては、人材の確保が非常に重要な課題といえます。

そこで、雇用の確保に向けた具体的な取組み。特に、本町で生まれ育った子供達が、町内に帰って来て就職できるような取組みについてのお考え、展望などを町長にお伺いするものです。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの二つ目の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、6番議員さんがおっしゃっております、求人情報誌のことも含んでいるのではないかなというふうに思いますけれども、医療職や介護職の求人が恒常的に掲載されており、町内の医療機関、福祉施設においても、退職補充による看護師の募集や人員の確保のための介護職員の募集がされている状況にあります。

現在、介護の現場では、離職率が高く人手不足が続いており、有効求人倍率も高い率を示しております。このことから国は、介護の仕事に就いていない介護福祉士を把握し、復帰を望む人に情報提供し、復職を促す支援制度を検討するとともに、介護職の社会的評価のイメージアップと処遇や労働環境の改善を進めることとしております。

町といたしましても、国や道の関連施策を注視しながら、連携に配慮し取組みを進めてまいりたいと考えているところであります。また、地方における人材不足は、医療、介護職に限らず、建設業やサービス業も同様に、人材の確保が厳しい状況と認識をしているところであります。

私も、町出身の方に戻ってきていただきたいという思いは、共有するところであり同感であります。そのためには、町内の農業、商工業、観光業、福祉関連事業などの雇用の場が、元気に安定して経営を続けていけることが、まず第一義的に大切であると考えております。本町の雇用の場を持続的に発展させるため、町の各種支援制度により、今後も町内事業者の支援を行ってまいりたいと考えておりますし、町の広報やホームページのバナー広告なども活用いただきたいと考えているところであります。そういった情報発信が、新十津川の雇用の場を見つけて、つながっていくことに、いわゆる創出から確保の部分になっていくのではないかなというふうに考えているところであります。また、人材の需要と供給の調整に協力できることがあれば、町としてもしっかり連携、調整、支援をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

なかなか展望までのお話にはなっておりませんが、まず今ある農業、そして商工業、そして、いろんな企業関連産業が、まず元気になっていくように、いろんな情報発信を使いながらPRをして、雇用の求める状況を発信できるように、お互い町としても企業としても、そういう場を使っていただきたいことを申し上げ、お答えとさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再質問は、子供達を町内に呼び戻す具体的な政策提案と言いますと大げさですけども、給付型奨学金制度の創設について、ちょっとお話をさせていただ

きますので、その町長のお考えを伺いたいと思います。

町長のただ今の答弁の中では、本町での医療や福祉、建設関係の企業など、常時、募集をしても集まらない現状ということは、やはり私と同じように捉えていらっしゃるということをお伺いいたしました。

そこで、給付型の奨学金制度を導入して、本町の子供達が将来、町の担い手になることを進めていく必要があるというふうに、私は考えております。

貸付型給付金は、教育ローンと同じで地方で働く場合には車が必要であったり、低家賃の公営住宅には単身では入れなかったり、その貸付型給付金の方の返済が若いうちは生活に大きな負担となって、それが晩婚化や少子化につながっていったというような報道があります。それがよくないので、給付型の導入をしてはどうかと今、言われている状況にあります。

多くの自治体では、この給付型奨学金制度を活用した人材確保対策に取り組み始めております。本来のそういった負担を軽くするという意味ではなくて、積極的にその奨学金制度を給付型にして人材を確保するという取組みです。地元高校への進学や地元での就職を条件に奨学金の全部、あるいは一部の返還を免除する返還義務のない給付型奨学金。あるいは、行政と企業が連携して奨学金の基金を設置して、特定分野の資格の取得や地方のけん引役となる産業分野、地元企業に就職した場合には奨学金の全部、又は、一部を基金で負担するという取組みが、今、全国的には注目されている状況にあります。

子供は家族のいる地元、我が町に残り生活を築くということは、将来、高齢となる親の介護や地域づくりなど、あらゆる面において有意義な点が大変多いということを考慮しますと、やはり本町の人材確保と地域づくりの両面から、給付型の奨学金制度の創設を提案するものですが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど質問の趣旨にありました給付型の奨学金を考えてはどうかということであるというふうに思います。実は、昨年、総合戦略を立てる時にも、各市町で給付型の奨学金制度もあり、新十津川でもこの給付型の奨学金の導入ができるかどうか検討をした経緯が、内部でですね、内部で検討させてもらった経緯がございます。

今ほど質問の趣旨にありましたとおり、国においては1億総活躍プランに向けて、大学生らを対象とした返済不要の給付型奨学金の創設について、検討方針が盛り込まれましたが、対象者の選定、成績基準、対象者認定後の給付のあり方など、制度設計には課題は少なくないとの見解であったところではありますが、そういった中でも、昨年、町ででき得るかどうか検討をしたところがございます。

その中では、地元に戻ってきた方の奨学金の返済免除についても、学費の支払いが困難な場合以外の申請の増加、地元出身者と町外出身者の不公平感、本町以外の就職後の取扱いや本町就職後に離職した場合の取扱いなど、個々の返済管理も含め、非常に制度設計が今の段階では難しいということの判断になりました。

このことから、現段階では給付型の奨学金及び地元就職者の返済免除は見送りをさせて

いただいた経緯にあることを申し上げ、お答えをさせていただきたいというふうに思います。このことが、公平に何か給付型のそういう免除なりできるように考えればまた、別な訳でありますけれども、現段階では、いろんな不公平感があったりする関係です、そこまで踏み切るには至っていなかったことをお知らせ申し上げ、答弁とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問ではありません。ただ今のご答弁いただきましたが、すでにそういった課題、クリアしなければならない問題があるということは、逆に考えますと、一つずつそれをつぶしてはいけるという可能性があるということです。

道内でもある自治体によっては、本町に帰って来たその年数によって、1年ごとに段階をおって奨学金の免除を軽減していくということもありますし、どうにかしてそういった人口減少に悩んでいる自治体は、10年後、20年後を見据えて、価値ある投資だということで、町に対する投資だということで、お金をつぎ込んである所がありますので、ぜひ、そういったところも今後、検討していただきたいと思いますとは思います。

また、我が町の将来を見据えた政策づくりということに関しましては、生活からの声ですとか、現場の声を、その状況を伝えるために今後も委員会等をとおしまして、少しでも多くの町民の方々、団体の方々とお会いをしてお話を伺う機会を作りながら、今後も調査と検討を続けていく考えであります。国の動向も注視しながら、新たな局面が見えたら、また、委員会等で協議をして、再び質問をさせていただくことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

私は、本町の基幹産業である農業の新技术普及のための取組みについて、お伺いをしたいと思います。

6月に入り本町の田植えもほぼ終わりに近づき、農作業もひと段落というところですが、この時期にいつも思うのが、春作業がもっと早く、楽に終わらないかなと反省するところでもあります。新しい機械、技術をもってしても人手がいることには変わらず、効率的な作業の進め方を日々模索している毎日です。

その中で今、農業でGPS、いわゆるグローバル・ポジショニング・システムを利用して、作業能率を飛躍的に伸ばしている所も現在ございます。このシステムは、人口衛星と地上の基地局の通信情報を基に圃場の均平をとることや、また、ある基準線を決め肥料散布、耕起、代掻き、田植え作業、防除、消毒などを行うことができます。特に、RTK GPSシステムにすると精度が向上し、2、3cmの誤差範囲での直線作業が可能となります。

十勝、網走管内での普及は目覚ましく、すでにGPSガイダンスの出荷台数は4,000台近くにもなっているそうでもあります。空知管内では、50団体余りと聞いておりますけれども、すでに妹背牛、岩見沢などでGPSを活用すべく基地局が設置されており、隣の浦臼

町でも検討段階に入っていると聞いております。

本町の基幹作業であります農業が永続的に発展するために、その可能性が期待されるGPSなどの新技術の取組み、普及について、町はどのように考えているのか、町長の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

質問の趣旨にありましたとおり、近年、農家を取り巻く環境は、農家の高齢化や後継者不足が深刻化しており、IT技術を活用し、農作業の省力化や生産効率を向上させるスマート農業を目指すべく、鋭意前進をしているところでございます。北海道においても、農機具メーカーや研究者など関係者を集めた推進組織を立ち上げ、道内農業の課題解決に向けた仕組みづくりが進められているところであります。

3番議員さんのご質問にもございましたように、空知管内ではすでに妹背牛町や岩見沢市において、そして、浦臼町でも前向きに今、GPS基地局を設置すべく検討し、IT技術を活用した農業技術が広まりつつあるところでございます。

水稻におけるGPSを活用した農作業は、具体例としましては、耕起作業、代掻き作業、田植え作業が主なものでございます。GPSを活用することにより、今ほど質問の趣旨にありましたとおり、耕起作業、代掻き作業においては、何度も同じ場所を作業することがなく効率的な作業で進められることとなります。また、通常の田植え作業においては、8条植えの田植え機の場合は、機械を操作するオペレーターと苗を補充する作業員の2名が必要でありますけれども、GPSを活用した田植え機を直進させる自動操舵にすることにより、オペレーターが不要となり人件費の削減や燃料費の節約にもつながってまいります。

しかしながら、GPSを導入するには、個々の農家が新たにガイダンス端末などの機器をそれぞれトラクターや田植え機に設置する必要があります。簡易的なGPSの機器もございますが、より精度の高いGPS基地局を設置した場合の概算経費では、ガイダンス端末やGPS基地局の信号に対応するためのシステム経費などで100万円程度かかるというふうな見込みとなっております。

町内の農業者の中には、独自に簡易的なGPSを導入し、実際に農作業に活用している事例も聞いております。また、昨年、ピンネ農業公社主催によるICT農業の研修会を開催し、興味のある農業者に参加をいただいております。少しずつではありますが、町内の農業者の導入に対する関心の高まりも感じられているところであります。

このような技術の活用により、水稻では田植え作業などで一定の経費削減効果があり、また、農家の高齢化や後継者不足による大規模化への対応のためには、将来的な方向性としてGPSの導入の必要性は十分認識をしているところであります。

また、昨今の情報技術の目まぐるしい進化から、GPS機器の基本性能の向上や低価格化も期待するところでありまして、現在の費用負担に伴う費用対効果を考えますと、現段階で今すぐにGPSの導入をすべきとの判断には、至らないものと考えております。

今後、ピンネ農業公社やJAピンネなど関係機関と連携し、GPSの導入による事業効果を検証するとともに、農業者に対し各種研修会などへの参加を促しながら情報を共有し、

町内農業者においてGPS導入の気運が高まった際には、前向きに検討してまいりたいことを申し上げまして、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 今ほど町長の方から必要性は認識していると。GPS導入には前向きに検討していただけるとの発言をいただきました。

現実には、先ほど言われたように田植え機などでは2名必要だったのが、自動操舵にして人件費が削減できるということが考えられますけれども、実際に使い物になる田植え機だと水をかぶる心配がございますので、その防水機能も備えたGPS自動操舵などを兼ね備えますと、約300万円ほどかかるというのが、私の調べによるところでございます。

そうなりますと、例え、うちの組合で田植えは12日間かかりました。1人1日1万円だとしても12万円。元を取るには25年かかるということになってしまいます。今、人材不足でエクセルという岩見沢の派遣会社から人材を時給1,750円で雇っていますが、2時間残業をつけても、1日1万8,000円、12日間で22万円、元を取るのに13年半かかるような状態でございます。

やはり、この費用対効果でかなり導入をためらっている農家が多いということでございます。まして、妹背牛で3年前に基地局を4,000万円かけて作ったにもかかわらず、だんだん利用者が減ってきているというのは、GPSの使い方の非常に煩雑さ、難しい設定があると。もともとはアメリカで作られた200馬力、300馬力を想定したトラクターに付ける機器であります。日本では100馬力やとやとかなというところがございます。そのために誤差が大きく、だんだん遠くへ行くほど曲がっていく、こんな物使い物にならないとお蔵入りしているGPSの機器もだいぶあるようでございます。まだまだ発展途上にあるこの機器の使い方について、これからもいろんな講習会並びにいろんな情報を収集してやっていただければ幸いかなと思います。

もう一つGPSで問題になるのは、我々の地域、水稻作付地帯ですと、本当に忙しのが4月、5月、あっても一か月半かなという時に、耕起、代掻き、田植えに使えるかなということでございます。十勝管内、網走管内で、ずっと春から秋までGPSを使って操業できるということの環境とはかなり違った状況でございます。その中で結局、この地域でGPSを使おうとすると基地局がないものですから、直接人工衛星と通信をしながらやって、そのパケット通信料が1か月30万円もかかってしまうと。これはやはりインフラの整備がなされていないと。新十津川では、光通信網が中央地区のある限られた地区にしか通っていないと。要するに、大和、花月地区では、そのために直接スマートフォンなどの通信機器を利用して、直接にやり取りをしなければならないというのがございます。3か月を過ぎれば通信料、3万円のパケ放題という制度があるそうでございますが、やはりほかの分野とタイアップした、そのようなGPSの活用も必要なかなと思います。

幸い、冬には除雪にも応用できるということをお話を聞いております。現在、冬の除雪2人でやっているところを、GPSの自動操舵を使えば1人になるかなという、1人助手がいなくなるのではないかと。4か月間ぐらいそういうのが使えるのではないかとという可能性も秘めております。また、排雪作業の時には、補助がいらなくなるような可能性もあります。元の夏の地形、縁石の形とか歩道のある、なしを記憶させておいて、段差などを三次

元で記憶して、そのようなところを避けて排雪していくとか、3月の山間部の雪割作業の時などは、元の地形を記憶しているので、そのとおりに雪割ができる。

また、先ほど話に出ていました地域公共交通などの福祉バスの運行状況、そういうような状況、待ち時間を少なくするだとか、いろいろな活用が考えられるかと思います。

農業だけに限らず、このようなGPSの活用方法も今後、活用していく、検討していくということを町長の方のお考えをお聞かせ願えればというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたとおり、今後、スマート農業、いわゆるGPSの導入については、十分導入すべきだということを理解しております。そういった意味では、このGPSの導入に関連して必要な無線情報関連機器などの、そういったものの整備については、十分、行政としても対応していかなければならないというふうに考えておりますし、特に水田の多い新十津川においては、このGPSがより活用できるほ場の面積としては、今の規模の面積ではなく、さらに規模拡大をして2町だとか、3町だとか、そういう規模の方が、よりGPSを活用した効率的な作業もでき得るということも、いろんな情報の中で聞いているところであります。

そういった中では、今度、水田の圃場整備が必要になった時には、農業者のそれぞれの理解と負担をいただきながら、町としてもそういう状況の支援をしていきながら、しっかり、共に農業の町を支えて発展をさせていかなければならないというふうに考えております。

今、関連で除雪の機械の話もありました。これも雑誌等で私も拝見させていただきました。本当にこういうことが現実になるのは、もう間近いんだなということが考え知れます。ただ、現実問題として、やっぱり安全性を確認したり、いろんなことをするためには、当面は1人ででき得る作業であっても、2人がいて、その確認をして、このことが事故のない、安全だということが確認できないと1人のことにはなっていないというふうに思いますし、今の無人の車もそうだというふうに思いますけれども、ヨーロッパやなんかでもいろんな無人の車の操作がありますけれども、安全性の問題では、やはりいろんな実証実験なり、確認をしていかないと、便利なことがかえって事故を起こす、確認できないことになりますから、除雪等のことについても、十分状況を鑑みて対応させていただきたいというふうに思っているところであります。

スマート農業という言葉のスマートということは、賢いという意味のようであります。これから将来が農業者とGPSを使った賢い農業として、しっかり農業者と共に、この新十津川が発展するためには、この先進技術は必要であるということを申し上げ、お答えとさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

再々質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 町長から今ほど、この先の方向性についてお答えをいただき、非常に心強く思っております。

私の顔の色が黒くなったのも、連日の外作業のせいであります。この6月の定例会にあたり、ちょっとお見苦しい姿で一般質問を行うことに大変恐縮しております。もし、GPSなどの最新技術をもって春作業が快適にこなせたなら、来年度から、また6月定例会の望む姿も変わるだろうと予測できますけれども、農業者への体に負担の少ない、先ほど町長の言われましたスマート農業が、本町の産業発展に寄与するものと確信するところであります。

ぜひ、こういう取組みを本町でも継続してやっていただきたい。そう願うところでありますので、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思えます。

町長の答弁は求めません。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終了いたしました。

ここで3時55分まで休憩いたします。

〈演台撤去〉

（午後3時44分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時55分）

◎報告第3号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

内容につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 後木満男君登壇〕

○産業振興課長（後木満男君） それでは報告第3号、平成27年度一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況について、内容の説明を申し上げます。お手元の平成27年度第4期事業報告書、決算報告書に基づき説明いたします。

なお事業報告及び決算報告は、5月20日に理事会決議、5月24日に評議員会承認を受けておりますことを、申し添えさせていただきます。

まず、事業報告でございます。報告書の2ページをお開きください。

事業の概要としましては、平成27年度は、ピンネ農業公社に関連する国、道の制度改正がなかったことから、事業執行方針に基づく事業運営を行っております。本年度から、中山間地域等直接払交付金について5集落から受託し、会計事務等を執り進めたほか、農地権利移動に係る調整及び担い手育成のための支援を行っております。

それでは、事業ごとの取組み内容についてご報告申し上げます。

まず1の農地利用集積円滑化事業でございます。事業対象申出者数8名のうち、出し手6名、受け手4名の賃貸借が成立し、賃借面積は6万3,689平方メートル、認定面積604.53アールの農地権利移動がございました。

2、農地中間管理事業関連では、農地中間管理機構の公益財団法人北海道農業公社から農地中間管理事業を受託し事業を推進しております。新十津川地区の農業者のうち253名の借り受け希望があり、北海道農業公社に一括借り受け希望申請書を提出しております。

本事業では、出し手7名、受け手9名で、事業対象面積は37万7,222平方メートル、認定面積は3,566.62アールとなっております。申し出があった全ての案件について賃貸借が成立しております。経営転換協力金は1名で50万円、耕作者集積協力金は3名で342万6千円、合計392万6千円が交付されております。

3 ページ目、多様な担い手の育成支援事業関連では、農業担い手婚活事業を8月2日と25日の2回実施し、8月2日には担い手5名と参加女性8名が野球観戦と交流会を行っております。また、25日には継続事業として、担い手3名と参加女性4名が交流を深めております。

新規就農支援につきましては、実験農場で研修している新規就農希望者2名の就農技術支援及び北海道農業大学校に就学した2名の就農進学支援の助成を行っております。また、10月24日には、札幌市において開催された、新・農業人フェアにブース出展したほか、担い手育成のための研修会を2回実施したところでございます。

4 ページをご覧ください。

4の中山間地域等直接支払交付金支援事業では、5集落の業務委託を受け会計事務等の代行を行い、5集落全体の交付金5,713万4千円の2.5パーセントにあたる142万7千円を作業受託費として受けております。

また、その他事業といたしまして、事業視察の受け入れ、贈与による所有権移転登記の事務を行っております。

5 ページ目につきましては、ただ今説明いたしました、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業に係る農地賃貸取扱実績の一覧でございますので、後程お目通しをお願いいたします。

6 ページから7 ページにつきましては、月別の事業経過を記載しておりますので、これについてもご参照いただきたく存じます。

以上、事業についての報告とさせていただきます。

続きまして、第4期の決算報告書を説明いたします。

9 ページをお開きください。

9 ページ目につきましては、決算状況の貸借対照表でございます。当年度、資産合計で566万7,906円。負債の合計で61万3,619円。正味財産合計は505万4,287円、負債及び正味財産合計では、566万7,906円となっております。

10ページ、11ページは正味財産増減計算書でございますので、後程お目通しをお願いいたします。

次に、12ページをご覧くださいと思います。

平成27年度第4期の損益計算書になります。平成27年度から、中山間地域等直接払交付金等の事務を受託し手数料収入を受けていることから、予算科目を組み替え、公益目的事業と収益事業に分けて計上しております。

12ページ目は収入の部が記載してございますが、決算額と主な内容のみ報告をさせていただきます。

I、公益目的事業収入計859万6,603円は、2の運営費負担金収入が主なものでございまして、新十津川町とJAピンネの負担金を合わせまして859万5千円の収入となっております。

IIの収益事業収入計153万189円は、農地中間管理事業、中山間事業、その他収益事業の事務委託手数料収入でございます。

公益目的事業と収益事業収入の計では、1,012万6,792円となり、前年度の繰越金を加え、収入合計では1,016万6,334円の決算となっております。

13ページ目から16ページ目までが支出の部となります。

支出につきましても、決算額及び主な内容のみ説明とさせていただきます。

13ページのI、公益目的事業費用計では、899万7,871円の決算額となっております。内訳といたしましては、1、農地利用集積円滑化事業で47万9,139円の決算額となっており、施設費の賃借料と燃料費が主なものとなっております。賃借料で63万300円の執行残がございしますが、これは、当初予算計上しておりました農業公社が中間保有し、賃借料を支払う事業の実績がなかったことによるものでございます。

2、多様な担い手の育成支援事業では161万976円の決算額となっております。これは、事業に伴う人件費、旅費、業務費のほか、新規就農者就農技術支援助成金と新規就農者進学支援助成金、合わせて144万円が主なものでございます。

14ページに入ります。

3、用地利用調整支援事業では、41万6,144円の決算額となっており、これはプリンターの購入代金が主なものでございます。

4、その他基本方針を達成する事業では、22万320円の決算額で、これは宣伝広告費として、ホームページ維持に係る支出でございます。

5の管理費では627万1,292円の決算額となっております。これは、役員報酬、職員給与等の人件費、旅費、業務費、負担金のほか、施設費として事務所の賃借料、光熱水費、租税公課等の費用を支出しております。

II、収益事業費用計では、111万4,176円の決算額となっております。内訳といたしましては、6農地中間管理事業では、人件費及び業務費で5万3,469円を支出しております。

16ページに入ります。

7、中山間事業費計では、事業に伴う人件費、旅費、業務費及び施設費で105万5,782円を支出しております。

8、その他収益事業計では、事務費として4,925円を支出しております。

科目におきましては、予算額に対しまして決算額が多いもの、また、少ないものがござ

いますが、冒頭に申し上げましたとおり、中山間地域等直接払交付金等の事務を受託し、手数料収入を受けていることから、事業ごとの収入額に応じて執行額を振り分けておりますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

公益目的事業と収益事業費用計では、1,011万2,047円となり、次年度への繰越が5万4,287円という決算の状況でございます。

なお、一番下段に収益事業会計損益の記載をしておりますが、収益事業損益は、決算額で41万6,013円の黒字となっております。

17ページには、監事の監査報告書が添付されておまして、適正に処理されているという報告となっております。

以上、平成27年度の一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） ちょっと教えていただきたいのですが、単位のことなのですが、平方メートルとアールとあるのですが、これどういう場合にどっちを使うという何か決まりあるのか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは9番議員さんのご質問にお答えします。

単位につきましては、調書の関係でこのように、これまでもずっと継続して作成されております。この単位の記載方法でなければならないというふうに、私の方では伺っておりませんので、その辺平方メートルとアール、例えば、ヘクタール、その辺分かりやすいように変更できるものであれば確認させていただいて、次の調書から分かりやすいように、できればしたいと考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 13ページお願いします。13ページの最下段ですね。新規就農者進学支援とありますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それでは6番議員さんのご質問にお答えします。

これにつきましては、新規就農者に対しまして、ピンネ農業公社から支援を行う助成金でございます。ピンネ農業公社の補助金の規定の中で、技術支援ということで1か月、1名5万円、あと就農の進学、大学に入っている方に対する支援ということで、1か月1万円というようなことでの助成金を支出しているという内容でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 申し訳ございません。すみませんもう一度、新規就農者進学支援

について、詳しくちょっと教えてください。今、大学に行った方の支援と、それしか教えていただけていないのですが、できれば内容の方をお願いします。

それと、ピンネ公社から助成金とおっしゃいまして、ここに町からの、新十津川のお金が入っているかどうかということを確認したいのですけれども、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） 1点目の新規就農者就農技術支援の方でございますが、あ、進学支援の方ですね。

はい、進学支援につきましては、現在2名の方が農業大学校の方に就学しておりますので、そちらの2名の方に支援を行っているという内容でございます。

このピンネ農業公社から助成金を出しているということでございますが、当然、収入の部でございますように、ピンネ農業公社の会計につきましては、新十津川町が7割、JAピンネが3割という負担金を支出して運営されておまして、それ以外に今回の農地中間管理事業等の事務委託事業の手数料、これで運営されておりますので、実際的には、町とJAピンネ、これらの負担金で成り立っている予算ということで、その部分が大きいという内容となっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 12ページ、事業収入のところ。中山間事業として、これ総額の2.5パーセントという形で手数料が発生しております。そして農地中間管理事業も、これ実稼働時間ということで、これも事務手数料として発生してはしますが、農地利用集積円滑化事業関連に関しても、事務的なものがあるのじゃないのかなって感じがするんですよ。そうすると、この農地中間管理事業同様、事務局とか人件費が発生はしないかなというところをちょっと質問したいのですけど。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それでは10番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、公益目的事業と収益事業ということで、科目を分けてこの決算書を作成しております。その中で収入の金額、これ事務手数料等合わせまして金額が決まってくるものですから、それに合わせたような振り分けで、支出の方、例えば、中山間事業については142万7千円の事務委託手数料がございますので、そういう部分については、大きな金額で支出しておりますし、それ以外の農地中間管理事業におきましては、収入が小さいものですから、それに合わせた支出ということで振り分けをして支出させていただいているという中身でございますので、それぞれ収入額に応じた支出をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

副町長。

○副町長（小林透君） 私の方から、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思っております。

農地中間管理事業の事務委託手数料の部分については、農地中間管理事業の方からの手数料として、要するに、事務経費の部分は、この部分しか該当になりませんよというような、中間管理機構からのお話がございます、それでこの部分にはこれを充てたというようなふうに説明を聞いてございます。

○議長（長谷川秀樹君） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

はい、それではもう一度。

副町長。

○副町長（小林透君） すみません、大変申し訳ございません。

農地中間管理事業については、この部分のこの費用ということで手数料が向こうから設定されてきていると。中山間事業だとかについては、ピンネ公社の方で、実施した分のパーセンテージ、事務手数料の割合というのを、その部分をここに載せているという形になりますので、その分の差は出るというようなことでございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 私言っているのは、ちょっと言い方が悪かった。

農地利用集積円滑化事業関連に関しても、当然、事務的なものが発生していると思うのですよ。そこに関しては、ここに収入源としては、ないですよ。

農地中間管理事業は、時間もきちっと載って、事務局長人件費という形で載っています。これは向こうから出てきたという、そんなような話で、中山間事業に関しては、今言ったように、公社の方でパーセントをという話をしていますよね。

中山間の方は分かるのですがね、これね。それで、農地中間管理事業に事務手数料というのが発生するのであれば、当然、農地利用集積円滑化事業も対象が、出し手、受け手というふうな形になっているので、事務手数料は発生するのが本来でないですかという質問ですけど。質問の趣旨分かりましたか。はい、そういうことです。

○議長（長谷川秀樹君） いいですか、答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） 大変申し訳ございません。私の方のちょっと理解が足りないものですから、その部分につきまして、ピンネ農業公社の方で、実際に事務手数料が発生するのか、しないかも含めまして、後刻、確認した上で報告させていただきたいと思っております。すみません、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

今すぐ明確に答弁できると思います。

それでは、答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） 大変申し訳ございません。

円滑化事業については、事務手数料が発生しないということで、これに対する収入はないということになっておりますので、はい、申し訳ございませんでした。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
以上で、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第42号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第42号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正するなどの法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税世帯の被保険者の軽減措置の見直しに伴う所要の改定を行い、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは議案第42号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴って行われました地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本町における国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の要点につきましては、提案理由にもございましたけども2点ございまして、課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しということになってございます。お手元の新旧対照表についても、ご一緒にご参照いただきたいと思います。

まず、新旧対照表の1ページにあります第2条第2項及び第3項並びに第21条本文の改正規定が、1点目の課税限度額の引上げでございます。これにつきましては、高所得層に、より多くの負担を求める措置となってございまして、具体的には、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に、それぞれ引き上げる内容となっております。これによりまして、国保税の合計の課税限度額は、現行85万円から89万円に引き上げられるものでございます。この引き上げにより影響を受ける世帯数でございますけれども、医療給付費分の

改正前の限度額超過世帯で151世帯、後期高齢者支援金分の改正前の限度額超過世帯では68世帯と見込まれてございます。また、税額で申し上げますと、引き上げ分による増収は415万3千円を見込んでございます。

次に、新旧対照表の2ページにございます第21条の第2号及び第3号の改正規定が、2点目の軽減判定所得の見直しでございます。これは、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するための措置でございます。今回の改正では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

その結果、軽減の効果はわずかではございますけれども、2割軽減から5割軽減になる世帯が4世帯、軽減なしから新たに2割軽減となる世帯は1世帯見込んでございます。税額としてはわずかですが減少となる見込みとなっております。

最後に、議案書に戻りまして、附則について申し上げます。

第1項では、施行の日を公布の日からと定めておりまして、第2項では、改正後の規程は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第43号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第43号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,991万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億980万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第43号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号につきまして、内容をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

14款、国庫支出金。補正額46万円、これは個人番号カードの交付事務に係る補助金でございます。計3億4,523万1千円。

15款、道支出金。補正額483万2千円、これは経営体育成支援事業に係る補助金でございます。計4億7,412万8千円。

18款、繰入金。補正額減額で1億7,017万7千円、これは財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。計1億9,886万4千円。

19款、繰越金。補正額1億1,496万8千円、これは平成27年度からの繰越金でございます。計1億1,496万9千円。

歳入合計、補正額減額の4,991万7千円、計59億980万円。

次に、11ページ、歳出になります。

2款、総務費。補正額125万2千円、計8億5,930万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金46万円、一般財源79万2千円。

次に、4款、衛生費。補正額減額の5,831万7千円、計5億6,702万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

6款、農林水産業費。補正額483万2千円、計4億7,213万2千円。財源内訳は、すべて国道支出金でございます。

7款、商工費。補正額218万4千円、計2億2,441万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

10款、教育費。補正額13万2千円、計4億6,811万8千円。財源内訳は、特定財源でその他で13万2千円でございます。

歳出合計、補正額減額の4,991万7千円、計59億980万円。財源内訳では、特定財源で国道支出金529万2千円、その他財源で13万2千円、一般財源は減額の5,534万1千円となります。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。20ページからになります。

20ページ、21ページで説明を申し上げます。

2款1項5目企画費。補正額79万2千円、計9,542万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。事業番号16番、空知地域創生推進事業79万2千円。これは、空知の地域創生や活性化を図るために、空知総合振興局と空知管内の市町が協議会を設置することといたしました。その協議会の取組みに係る経費は、北海道と構成市町がそれぞれ負担金として支出するものとしてございます。本町の負担金50万円をここに計上するものでございまして、それに加えて、この協議会での活動の中で空知をPRするイベント等に参加する場合、会場の使用料は協議会で支出をいたしますが、そこに参加する職員の旅費は、各市町で支出するということになるために、この旅費分として29万2千円を加えて補正計上するというものでございます。

次に、22ページ、23ページでございます。

2款3項1目戸籍住民登録費。補正額46万円、計1,947万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金46万円。これは個人番号カード交付事業補助金でございます。事業内容を申し上げます。3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業46万円。これは、マイナンバーに係る通知カード及び個人番号カードの発行事務を委任しております地方公共団体情報システム機構へ交付金を支払うというものでございまして、第1回目分としてこの46万円を交付金として支払うために補正計上するものでございます。なお、本年度支払う交付金の総額は159万3千円の予定でございまして、その100パーセントが国からの補助金として充当されるものでございます。

次に、24ページ、25ページでございます。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額減額の5,831万7千円、計2億7,327万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。5番、国民健康保険特別会計繰出金減額で5,831万7千円。これは、国保特別会計におきまして空知中部広域連合の平成26年度分の国保事業の精算で、5,180万円ほどの還付があったということなどが主な理由といたしまして、一般会計からの法定外繰り入れが必要なくなったということでございます。故に、減額補正をここでするものでございます。

次に、26ページ、27ページでございます。

6款1項2目農業振興費。補正額483万2千円、計3億6,782万5千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金483万2千円でございます。これは、道の補助金でございまして、強い農業づくり事業補助金でございます。事業の内容を申し上げます。20番、経営体育成支援事業483万2千円。これは農林水産省が行っております経営体育成支援事業補助金を対象農業者に町から交付するというこのために、本町で補正予算計上をするものでございます。なお、補助対象となるものにつきましては、経営規模拡大のためにトラクター、ロータリー、防除機などを融資を受けて購入するもの。これが補助対象ということでございます。補助率は3割となります。

次に、28から29ページでございます。

7款1項1目商工振興費。補正額218万4千円、計7,562万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。事業の内容を申し上げます。11番、中小企業者応援事業218万4千円。これは、本年度から施行いたします中小企業者応援条例に基づく助成事業に対して2件の申請がありました。その補助金額を補正計上するものでございます。この2件の内訳といたしましては、店舗の整備で200万円、もう1件は、特産品販売促進の取組みで18万4千円という内訳となります。

次に、30ページ、31ページでございます。

10款5項1目保健体育総務費。補正額13万2千円、計794万3千円。財源内訳は、特定財源でその他財源13万2千円でございます。これは、ふるさと応援基金の繰入金でございます。事業の内容を申し上げます。3番、スポーツ体験学習推進事業13万2千円。これは日本ハムファイターズと本町がパートナーシップ協定を締結いたしました。その締結の事業の中では、小学生を対象とする野球教室などを開催してございます。それを開催する中で、本町が子供達に対して、とても熱心にスポーツ体験を進めているということに、日ハムの方が感銘をいたしまして、全道で初めて中学生を対象とした野球教室を開催したいという打診がございました。本町といたしましても、パートナーシップ協定による取組み

を推進すると。また、中学生の野球技術の向上に資するというこのために、新中野球部の参加経費について、ここに補正計上をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第44号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第44号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,352万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第44号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容を説明申し上げます。

36ページ、37ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

1款、国民健康保険税。補正額2,431万8千円、これは国保税額の確定に伴いまして、ここで増額補正するものでございます。計2億3,259万2千円。

3款、繰入金。補正額減額で2,431万8千円、これは国保税で増額した分を減額したものでございます。計1億6,022万3千円。

6款、国庫支出金。補正額67万9千円、これは国保システム改修に対する国の補助金でございまして。計67万9千円。

歳入合計、補正額67万9千円、計3億9,352万2千円。

続きまして、歳出でございます。

1 款、総務費。補正額67万9千円、計3億9,266万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金67万9千円でございます。

歳出合計で補正額67万9千円、計3億9,352万2千円、財源内訳は、国道支出金67万9千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。42ページからになります。

1 款 1 項 1 目一般管理費。補正額67万9千円、計92万6千円。財源内訳で、特定財源、国道支出金67万9千円です。これは、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金といたしまして、国から補助金が67万9千円でございます。事業の内容を申し上げます。1番、国保総務事業67万9千円。これは、国保制度の広域化に伴いまして、各自治体と専用回線によりデータ連携を行うためのシステム改修に係る委託料を補正計上するものでございます。なお、この経費の10割が補助金で充当されるものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第45号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第45号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するというところでございまして、提案理由でございます。47ページ下段をお開き願いたいと思います。

当該組合の構成団体の脱退及び文言の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございます。おそれいりますが、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の中から、北空知学校給食組合が、平成27年11月30日付けで解散、脱退したことで、本分の一部表現の変更及び別表を市町村と一部事務組合及び広域連合を区分するように改める、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議をするためのものでございます。

なお、附則で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行をするということでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りた

くお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第46号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第46号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するといたしまして、提案理由でございます。

当該組合の構成団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて構成団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

これも、前議案同様に、北空知学校給食組合の解散、脱退したことによる変更について協議をするためのものでございます。

なお、附則でございますけれども、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというところでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第47号、中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第47号、中空知広域市町村圏組合規約の変更について。

中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更するといたしまして、提案理由でございます。

中空知ふるさと市町村圏基金の処分に関する事項の変更が必要であるため、中空知広域市町村圏組合規約を変更することについて関係市町と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、新旧対照表も併せてご参照願います。

一部事務組合議会報告の中で議長からも報告ありましたとおり、従前は、組合が解散した場合のみしか基金が処分できなかったわけでございますけれども、全ての関係市町が合意する場合において、出資金の一部又は全部を処分する規定を追加するものでございます。このことについては、ユーロ債の処分を各市町村にできるように協議が整っていることを申し添えさせていただきたいと思っております。

附則でございますが、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するというところで、以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案の前に、一つ修正をさせていただきますというふうに思います。

前47号の関係でありますけれども、議長の説明というのは、第1回定例議会における説明ということで、その部分を付け加えさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今上程いただきました議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するといたしまして、提案理由。

当該組合の構成団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。おそれいりますが、新旧対照表も併せてご参照願います。

これの内容につきましても、議案第45号、46号同様に、北空知学校給食組合が解散、脱退したことによる変更について協議をするものでございます。

なお、附則でございますが、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、認定第1号、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事

務運営協議会決算の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました認定第1号、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会決算の認定について。

平成28年3月31日をもって廃止をした新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会に係る決算について、次の書類を提出し、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、内容につきましては保健福祉課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 野崎勇治君登壇〕

○保健福祉課長（野崎勇治君） ただ今上程いただきました認定第1号、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会決算の認定について、その内容の説明を申し上げます。

初めに、昨年、協議会の廃止の議決をいただいた当協議会が、平成28年3月31日をもって廃止しましたので、協議会の規約に、協議会が解散した時、その決算は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定を受けるということが規定されておりましたので、今回、認定をお願いするものであります。

内容の説明をいたします。57ページをお開きください。

平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会会計決算書であります。収入について科目と決算額のみ申し上げます。

1、事業収入、1、指定介護予防支援事業収入。決算額407万7,120円。これにつきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を作成したことなどについて、介護保険から実施事業者へ法定給付された金額でございます。

2、受託金、1、地域支援事業受託金。決算額2,864万5千円。介護保険者であります空知中部広域連合から、委託により新十津川町・雨竜町地域包括支援センターが担う業務運営や体制に対して支払われた金額であります。

3、繰越金、1、繰越金。決算額140万9,259円。

4、諸収入、1、預金利子。決算額1,699円。

同じく2、雑入。1万4千円。

収入合計3,414万7,078円であります。

支出の部を説明いたします。項目の金額のみを申し上げたいと思います。

1、総務費。決算額59万9,268円は、旅費、電話料、システムの借上げ料などの事務的経費でございます。

2、事業費。決算額83万4,200円は、包括支援事業として生活支援体制の整備のため、コーディネーターの配置などの業務を委託した経費でございます。

3、指定介護予防支援事業費。決算額74万4,560円は、介護予防サービス計画の作成を各事業所に委託した経費でございます。

4、負担金。決算額3,056万3千円は、空知中部広域連合より包括支援業務に関わる委託経費として収入した経費を、それぞれの町の配分額を新十津川町と雨竜町に支払ったものでございます。

支出合計3,274万1,028円、歳入3,414万7,078円、歳出3,274万1,028円で、差し引き剰余金額140万6,050円。

以上が平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会会計決算でございます。

続きまして、59ページをお開きください。

財産に関する調書。

1、剰余金清算でありますけれども、平成28年3月31日時点における直近の確定人数であります平成28年1月31日の介護保険1号被保険者数を基に案分した金額を、両町にそれぞれ支払うことといたしました。新十津川町へは、101万5,168円。雨竜町へは、39万882円を支払い、剰余金を0円としました。

2の物品の処分であります。協議会として取得した物品は、表に記載されたとおりであり、それぞれの町が使用していた物品があり、その使用状況により継承いたしました。新十津川町は、地域包括支援センター支援システム、介護報酬請求システム、デスクトップパソコン1台、ノート型パソコン1台、レーザープリンター1台、その他機器付属品であります。雨竜町につきましては、同じく地域包括支援センター支援システムと介護報酬請求システム、ノート型パソコン1台、レーザープリンター1台、その他機器付属品でございます。

以上をもちまして、認定第1号の説明といたします。よろしくご審議いただき、認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で認定第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査結果の報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 議長の指示がございましたので、審査結果のご報告を申し上げます。

平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会会計歳入歳出決算に関する審査意見書。

地方自治法第199条第6項の規定により、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された決算書等の係数は正確であり、内容も適正であると認められた。

次に、審査意見を述べます。

平成28年3月31日をもって廃止した新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会の決算は、歳入総額3,414万7,078円、歳出総額3,274万1,028円となり、差し引き140万6,050円の余剰

金は、平成28年1月31日時点の両町の介護保険1号被保険者数をもとに案分され、新十津川町においては、101万5,168円が一般会計に収入されている。

また、物品の処分においては、それぞれの町が使用している物品を承継した。

よって、新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会の廃止に伴う平成27年度の歳入歳出決算、余剰金の清算処理及び物品の処分については、適正に執行されていることを認めるものでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査結果の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9日から12日までは、議案調査のため休会となっております。

13日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後5時9分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回新十津川町議会定例会

平成28年6月13日（月曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第42号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第3 議案第43号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第44号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第47号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第48号 新十津川町介護予防・日常生活総合支援事業利用料徴収条例の制定
について（質疑、討論及び採決）
- 第9 認定第1号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議員の派遣について
- 第11 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	9番	長名實君
10番	笹木正文君	11番	長谷川秀樹君

◎欠席議員（1名）

8番 青田良一君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長 熊田義信君

副町長	小 林	透 君
教育長	久保田	純 史 君
総務課長	寺 田	佳 正 君
住民課長	中 畑	晃 君
会計管理者	谷 口	秀 樹 君
保健福祉課長	野 崎	勇 治 君
産業振興課長兼		
農業委員会事務局長	後 木	満 男 君
教育委員会事務局長	遠 藤	久美子 君
代表監査委員	山 本	忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮	正 人 君
--------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は10名であります。欠席の申し出は、青田議員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、議案第42号から議案第48号までの案件並びに認定第1号の案件につきましては、6月8日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第42号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第43号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） おはようございます。何点かありますので、初めに総務費の方からお聞きしたいと思います。ページ、20ページになります。

空知地域創生推進事業についてですが、質問三つあります。一つ目は、協議会の市町村の負担金の合計額と各市町の負担金の算定方法について、まず一つ目。

二つ目は、協議会で行われるであろうと考えられる事業について、現時点で分かることで教えていただきたいと思います。

3点目は、旅費についてですが、この29万2千円とありますけれども、年に何回くらいの予定で、どういう所でのPRを考えていらっしゃるかということの3点をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、それでは6番議員の質疑にお答えいたします。

まず協議会の負担金についてでございますが、構成市町24市町、全市町が加盟してございます。1市町当たり50万円ということで24市町。北海道が300万円の負担ということで合計1,500万円の予算となっております。

続いて2点目の質問の内容ですが、協議会の現時点で考えられる事業内容というようなことですが、現時点で考えられていることですが、空知のPRということで、空知の名前を首都圏に知らしめたいというような趣旨でございまして、先般の総会におきまして共通ロゴコピーの作成、プロモーション用ツールの作成、空知を紹介するホームページの作成、移住、定住、歴史めぐりなどをテーマとしたバスツアーに取り組んでいこうというような内容というふうに伺ってございます。

3点目でございます。旅費の内訳でございますが、観光、物産、移住、定住といった、こういった分野で開催されます首都圏、あるいは札幌圏での各種のプロモーションイベントがございます。ここに参加をする経費ということで、現在、29万2千円の積算の内訳ということで、札幌に6人、どの事業に参加するか決まっておりますが、職員が延べ6人ほど。東京で開催されるイベントに4泊5日を2人程度というようなことで考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 商工費についてお伺いします。ページ、28ページです。

質問が5点ありますので、一つずつお伺いした方がよろしいですか、まとめて聞いてもよろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） 一つひとつで、はい。

○6番（西内陽美君） では最初ですが、先日の説明では、店舗が200万円、地場産の開発取組みに18万4千円という説明がありましたけれども、その対象となる店舗ですが、こ

これは新築なのか空き店舗の改築なのか、それとも営業中の店舗の外装改築なのかということと、また、農産物の直売所なのか、そうではない施設なのかということで、まず1点目です。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは6番議員さんの質疑にお答えいたします。

まず補助ですが、これは新築の建物でございまして、事務所の新築という内容となっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、次の質問。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、今の質問に続きますけれども、この施行規則を見ますと、新築工事ですとか、設備購入に関しては上限が400万円、一部の設備のリース代が100万円というふうになってますけれども、それは合わせて500万円までは可能だという内容なのでしょうか、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それではお答えいたします。

備品購入の部分でございましては、合わせて500万円ということになります。それぞれで計算するということになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、質問の三つ目です。地場産品の開発事業の内容について伺いますけれども、施行規則では、調査、研究、試作、あるいは販路拡大への取組み、あるいはコンサルティングを委託した場合にも発生するとありますけれども、今回のこの18万4千円というのは、そのどちらに当てはまることなのかお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それではお答えいたします。

今回の18万4千円の補助でございましては、別表の第3、商工観光活性化事業という方で対象としております。この中の新たな広告宣伝及び商業イベントの取組みを行ったものということで、内容につきましては、札幌市においてイベントに参加したという内容でございます。そのイベントの参加の中では、新規顧客の掘り起しですとか、ほかの企業との意見交換等を行っておりまして、そういう部分で補助の対象とさせていただいたといった内容でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか、はい、次。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 4点目です。この施行規則の第2条から第5条関係の備考1にあります記載の文言なのですが、ただし、交付要件となる合計額はこの限りではないということがありますが、この意味を分かりやすく説明していただきたいと思っております。対象経費から国、道の補助金を控除した額が交付要件の金額を下回っているとしても、町としては

対象事業だということで補助金をあげますよということになりますか。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それではお答えいたします。

国、道の補助があった場合には、その分を控除いたしまして、その上で対象経費を勘案しますので、補助金を引いたあとの金額で対象か対象でないか決めるということになります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか、はい、次の質問。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 次の質問に行く前に、今のお答えについてもう一度お聞きしたいのですけれども、例えば、100万円事業経費かかるとしますね。それで国の方の補助で50万円がもし交付された場合には、50万円の持ち出ししかないのですけれども、町の方ではその100万円経費がかかったということで対象になるというふうに考えるんですか。それとも、50万円だと対象外というふうになるのか、そこの辺りちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、それではお答えいたします。

補助金を引いたあとの経費で換算しますので、100万円から50万円を引いて、その対象経費が50万円以下というような場合は対象にならないということになります。

もう一度説明いたします。交付要件については、全体額で見るとということとなっております。事業全体額で交付要件は見ますけれども、実際の交付額については、国、道の補助金を控除した額でしか補助できないという仕組みになっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは次。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） すみません、長くすみません。最後の質問なのですけれども、施行規則の第7条の第2項を読みますと、対象事業が違うごとに1年に何回も同じ方が補助の申請ができるというふうに読むことができます。そう考えますと、今回、店舗の新築で最高400万円。そのあとに外装を改修すれば、更に再度100万円の申請が可能であると。第4条関係においては、新たな販売促進の調査、研究をすると上限が100万円。次に、広告宣伝やイベントをすればさらに100万円。次に、新たな観光資源の調査、研究をすれば、またさらに100万円。次に、集客向上のために専門家にコンサルティングを依頼すると、さらに100万円申請できるような条文になっています。いったい町は、一事業者に対していくら財政的補助をするのかという点で、年間最高いくらまで可能になっている条文になっているのかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） はい、まずですね、対象事業ですけれども、例えば、お店を構えて、そのお店で新たなイベントの取組み、特産品の開発をした場合は、それぞれ

に対して補助金を支出するということになっておりますので、一事業だけではなくて、事業ごとに対象とすることとさせていただきます。

金額におきましては、それぞれの限度額がございますので、対象になった限度額を足した金額が総合計となりますので、別表の金額、これが全部全て一致するということはありませんと思うのですが、ちょっと計算していないのですが、全部足せば1,000万円を超える金額になるというふうに考えております。

すみません、今足しまして、それからお答えしたいと思います。

重ならない部分はありますけれども、全てのこの事業を事業者が行ったという場合には、合計で約1,600万円。そのような金額が補助金になるということとなります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

今の科目で、関連して質問ございませんか。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第44号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第45号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第46号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第47号、中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、中空知広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のと

おり可決されました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、認定第1号、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会決算の認定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今回の決算額につきましては、両町の介護保険の1号保険者の数で案分されていると思うのですが、なぜ、1号被保険者の数での案分だったのかの説明をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それでは4番議員さんのご質問にお答えします。

この案分の理由でございますけれども、この会を設置する時に、それぞれの経費として、第1号被保険者の数に基づいて、この会の経費をまず支出しているところから始まっておりますので、解散に際しても、そのような率で配分したということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成27年度新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会決算の認定につきましては、認定することに決定をいたしました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

はじめに、研修会についてご説明申し上げます。

1番目として、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月5日、場所は

札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で8万2千円です。

2番目に、中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月8日、場所は芦別市、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で4万4千円です。

3番目に、議会議員管外視察研修です。日程は7月11日から7月12日まで、場所は古平町及び赤井川村であります。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、閉校した校舎の転用及び農業担い手対策についての研修です。経費につきましては、概算で28万2千円です。

4番目に、中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会です。日程は7月21日、場所は浦臼町、派遣議員は8人でございます。経費は、概算で3万8千円です。

5番目に、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月26日、場所は本町の総合健康福祉センター、派遣議員は全議員でございます。

続いて、指定研修についてご説明申し上げます。

公益財団法人全国市町村研修財団主催の市町村議会議員研修、自治体予算を考えるです。日程は7月20日から22日までの3日間。場所は滋賀県大津市、全国市町村国際文化研修所であります。派遣議員は、白石議員並びに鈴木議員でございます。目的は議員の資質向上及び知識習得です。経費につきましては、概算で1人当たり7万円です。

最後に、自主研修についてご説明申し上げます。

地方議員研究会主催の地方議会への提言、これからの地方自治体とよりよい一般質問のためにです。日程は7月21日。場所は札幌市であります。派遣議員は、進藤議員でございます。目的は議員の資質向上及び知識習得です。経費につきましては、概算で6千円です。

以上、議員の派遣についての明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今議会事務局より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定によりまして、派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づく申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（午前10時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員